

福井県地域防災計画 改定案 新旧対照表

(本編、震災対策編、雪害対策編、原子力災害対策編)

目次

本 編 1

震 災 対 策 編 2 1

雪 害 対 策 編 3 6

原子力災害対策編 4 0

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案								
福井県地域防災計画（本編） 第1章 総則 第1節～第3節（略） 第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 第1～第2（略） 第3 処理すべき事務または業務の大綱 （1）（2）（略） （3）指定地方行政機関 （略） <table border="1"> <tr> <td>16. 大阪航空局 （小松空港事務所）</td><td><u>（1）飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理</u></td></tr> </table> （略） （4）指定公共機関および指定地方公共機関 （略） <table border="1"> <tr> <td> 1. 電気通信関係機関 西日本電信電話㈱（福井支店） ㈱NTTドコモ KDDI ㈱ <u>（北陸総支社）</u> ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱ </td><td> （1）電気通信施設の整備および防災管理 （2）災害時における優先通信の確保 （3）被災通信施設の復旧 </td></tr> </table> （略） （5）（6）（略） 第2章 災害予防計画 （略） 第3節 土砂災害予防計画 第1～第5（略） 第6 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務 土砂災害警戒区域に位置し、市町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を<u>作成し</u>、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、<u>作成</u>した計画について市町長に報告するものとする。 第4節～第5節（略） 第6節 警戒避難体制の整備 （1）～（13）（略） （14）県、市町および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、防災週間、<u>や</u>防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 第7節 火災予防計 第1（略） 第2 消防力の強化 （1）（略） （2）人的消防力の強化 ①（略）	16. 大阪航空局 （小松空港事務所）	<u>（1）飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理</u>	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話㈱（福井支店） ㈱NTTドコモ KDDI ㈱ <u>（北陸総支社）</u> ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	（1）電気通信施設の整備および防災管理 （2）災害時における優先通信の確保 （3）被災通信施設の復旧	福井県地域防災計画（本編） 第1章 総則 第1節～第3節（略） 第4節 防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱 第1～第2（略） 第3 処理すべき事務または業務の大綱 （1）（2）（略） （3）指定地方行政機関 （略） <table border="1"> <tr> <td>16. 大阪航空局 （小松空港事務所）</td><td> <u>（1）福井県下の大規模航空災害の処理</u> <u>（2）航空機運航の調整</u> </td></tr> </table> （略） （4）指定公共機関および指定地方公共機関 （略） <table border="1"> <tr> <td> 1. 電気通信関係機関 西日本電信電話㈱（福井支店） ㈱NTTドコモ KDDI ㈱ <u>（削除）</u> ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱ </td><td> （1）電気通信施設の整備および防災管理 （2）災害時における優先通信の確保 （3）被災通信施設の復旧 </td></tr> </table> （略） （5）（6）（略） 第2章 災害予防計画 （略） 第3節 土砂災害予防計画 第1～第5（略） 第6 要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務 土砂災害警戒区域に位置し、市町地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を<u>作成または変更し</u>、公表するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成<u>または変更</u>した計画について市町長に報告するものとする。 第4節～第5節（略） 第6節 警戒避難体制の整備 （1）～（13）（略） （14）県、市町および近畿地方整備局福井河川国道事務所は、防災週間、<u>火山防災の日</u>、防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 第7節 火災予防計画 第1（略） 第2 消防力の強化 （1）（略） （2）人的消防力の強化 ①（略）	16. 大阪航空局 （小松空港事務所）	<u>（1）福井県下の大規模航空災害の処理</u> <u>（2）航空機運航の調整</u>	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話㈱（福井支店） ㈱NTTドコモ KDDI ㈱ <u>（削除）</u> ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	（1）電気通信施設の整備および防災管理 （2）災害時における優先通信の確保 （3）被災通信施設の復旧
16. 大阪航空局 （小松空港事務所）	<u>（1）飛行場および飛行場周辺以外の航空災害の処理</u>								
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話㈱（福井支店） ㈱NTTドコモ KDDI ㈱ <u>（北陸総支社）</u> ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	（1）電気通信施設の整備および防災管理 （2）災害時における優先通信の確保 （3）被災通信施設の復旧								
16. 大阪航空局 （小松空港事務所）	<u>（1）福井県下の大規模航空災害の処理</u> <u>（2）航空機運航の調整</u>								
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話㈱（福井支店） ㈱NTTドコモ KDDI ㈱ <u>（削除）</u> ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	（1）電気通信施設の整備および防災管理 （2）災害時における優先通信の確保 （3）被災通信施設の復旧								

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
②消防団の活性化対策の推進 市町では、<u>消防団への青年、婦人層の参加を促進し、消防団の施設、装備の充実強化を図るとともに、啓発活動を積極的に行うものとする。</u> （略） （３）物的消防力の強化 ①市町では、「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図るものとする。 ア 市街地においては、自然的、社会的状況に応じて、消防署等を設置し、所要の消防ポンプ自動車等必要資機材を配置する。 （略） 第８節（略） 第９節 災害に強いまちづくり計画 （略） 第６ 風水害に強いまちづくり （略） 県および市町では、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ</u>、危険が確認された盛土について、宅 地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u>を行うものとする。<u>また、都道府県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u> 第１０節～第１２節（略） 第１３節 交通施設災害予防計画 第１（略） 第２ 道路施設 （略） （１）道路施設の整備 災害時における道路施設の機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落および路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道、アンダーパス部等について調査実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を促進する。 （２）道路啓開等 道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとする。 事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。 第３～第４（略） 第１４節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画 防災関係機関が、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備および緊急必要物の確保についての計画である。 第１ 情報通信施設の整備 防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入など、通信設備の運用体制の強化を図る。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。	②消防団の活性化対策の推進 市町では、<u>地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> （略） （３）物的消防力の強化 ①市町では、「消防力の整備指針」に基づき、消防施設の拡充強化を図るものとする。 ア 市街地においては、自然的、社会的状況に応じて、消防署等を設置し、所要の<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する</u>消防ポンプ自動車等必要資機材を配置する。 （略） 第８節（略） 第９節 災害に強いまちづくり計画 （略） 第６ 風水害に強いまちづくり （略） 県および市町では、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、都道府県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u> 第１０節～第１２節（略） 第１３節 交通施設災害予防計画 第１（略） 第２ 道路施設 （略） （１）道路施設の整備 災害時における道路施設の機能を確保するため、道路法面等の路面への崩落および路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道、アンダーパス部等について調査・<u>点検</u>を実施し、補修箇所等対策工事の必要箇所の整備を促進する。 （２）道路啓開等 道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定するものとし、<u>必要に応じてその見直しを行うものとする。</u> 事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急に協力が得られるよう協定の締結に努める。 第３～第４（略） 第１４節 防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画 防災関係機関が、応急対策の円滑な実施のために必要とする施設、設備の整備および緊急必要物の確保についての計画である。 第１ 情報通信施設の整備 防災関係機関は、災害の初動期における情報連絡活動の重要性を認識し、情報通信施設設備の整備・<u>耐震化</u>を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入、<u>情報伝達手段の多重化</u>など、通信設備の運用体制の強化を図る。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努めるものとする。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
(1) ～ (4) (略) (5) 防災情報システムの整備 ①～② (略) ③ 防災システム導入上の留意事項 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>共通のシステム（総合防災情報システムおよび各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク）</u>に集約できるよう努める。 (略) 第15節 緊急事態管理体制整備計画 第1～第4 (略) 第5 県の緊急事態管理体制 (1) 総合防災センターの機能充実 ①～③ (略) ④ 広域的防災拠点となる地域防災基地の整備 (略) 県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。<u>(新設)</u> ⑤ 広域物流拠点の指定 大規模地震等が発生した際、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に配送するため広域物流拠点を予め指定する。<u>(新設)</u> (略) ⑥ 物資調達・輸送調達など支援体制の整備 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 第16節 避難対策計画 第1 (略) 第2 指定避難所 (1) 避難所の指定 円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。 (略) また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	(1) ～ (4) (略) (5) 防災情報システムの整備 ①～② (略) ③ 防災システム導入上の留意事項 (ア) ～ (イ) (略) (ウ) 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム（SOBO-WE B）</u>に集約できるよう努める。 (略) 第15節 緊急事態管理体制整備計画 第1～第4 (略) 第5 県の緊急事態管理体制 (1) 総合防災センターの機能充実 ①～③ (略) ④ 広域的防災拠点となる地域防災基地の整備 (略) 県は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努めるものとする。<u>あわせて、「防災道の駅」の選定を推進し、広域な防災拠点としての機能強化に努めるものとする。</u> ⑤ 広域物流拠点の指定 大規模地震等が発生した際、国や他都道府県からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、市町に配送するため広域物流拠点を予め指定する。<u>県および市町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> (略) ⑥ 物資調達・輸送調達など支援体制の整備 県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> 第16節 避難対策計画 第1 (略) 第2 指定避難所 (1) 避難所の指定 円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、感染症対策等を踏まえ、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法、受け入れ可能な動物の種類や頭数、受け入れ場所（同室避難・屋内・屋外等）の情報等</u>について、住民への周知徹底を図るものとする。<u>なお、周知方法としては、冊子等を作成し各世帯に配布することや、指定避難所の看板下に情報を掲示すること等が考えられる。</u> (略) また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするように努める。 <u>県および市町は、保健師、福祉関係者、NPO、地域の防災関係者・ボランティア等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u>

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 (2) ～ (3) (略) (4) 避難所の設備 市町では、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図る。<u>(新設)</u> (略) 第3～第4 (略) 第5 避難所における良好な生活環境の確保 市町では、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。 (略) 第17節 医療救護予防計画 災害時の医療救護活動の確保について、初期医療体制、後方医療体制および広域的救護体制の整備を図るための計画である。 第1 医療救護活動体制の確立 (略) (3) 医薬品等の確保 県は、災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医薬品等の備蓄について、医薬品等卸売業者等と協定を締結している。 今後、救護班および後方医療機関の行う医療活動実施のために必要な医薬品および衛生材料等を円滑に供給できる体制の整備を図る。<u>(新設)</u> (略) <u>(新設)</u> 第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1～第2 (略) 第3 協定締結期間との協定 (略) (2) 緊急救助	<u>県および市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>県および市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 (2) ～ (3) (略) (4) 避難所の設備 市町では、指定避難所等において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、<u>家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。</u> (略) 第3～第4 (略) 第5 避難所における良好な生活環境の確保 市町では、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるとともに、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。</u> (略) 第17節 医療救護予防計画 災害時の医療救護活動の確保について、初期医療体制、後方医療体制、<u>広域的救護体制および保健医療福祉調整に係る体制</u>の整備を図るための計画である。 第1 医療救護活動体制の確立 (略) (3) 医薬品等の確保 県は、災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医薬品等の備蓄について、医薬品等卸売業者等と協定を締結している。 今後、救護班および後方医療機関の行う医療活動実施のために必要な医薬品および衛生材料等を円滑に供給できる体制の整備を図る。<u>また、被災した薬局の機能を代替できる災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー®）の導入等を検討する。</u> (略) <u>(7) 保健医療福祉調整に係る体制の整備</u> <u>県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備を図る。</u> <u>また、県および市町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備を図る。</u> 第18節 広域的相互応援体制整備計画 第1～第2 (略) 第3 協定締結期間との協定 (略) (2) 緊急救助

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出動に関する協定書」 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略) (7) 応急対策工事 (略) <u>(新設)</u> (略) (10) その他 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略) 第4 (略) 第5 広域応援・受援体制の整備 県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機	日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬等^等の出動に関する協定書」 (略) <u>公益社団法人福井県獣医師会と締結している「災害時における動物の救護活動に関する協定書」</u> <u>福井赤十字病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センターと締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>福井大学医学部附属病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>福井県済生会病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>公立丹南病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>福井総合病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>市立敦賀病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人林病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>春江病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人福井愛育病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>福井県済生会訪問看護ステーションと締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>福井県済生会介護老人保健施設ケアホーム・さいせいと締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>訪問看護あさがおステーションと締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>社会医療法人財団中村病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人穂仁会大滝病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>学校法人心月学園みどりこども園と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>嶋田病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>杉田玄白記念公立小浜病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>社会医療法人寿人会木村病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>斎藤病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人厚生会福井厚生病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人笠原病院みどりヶ丘病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人保仁会泉ヶ丘病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>坂井市立三国病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> (略) (7) 応急対策工事 (略) <u>一般社団法人解体工事業協会と締結している「災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協定書」</u> (略) (10) その他 (略) <u>三菱ケミカル株式会社と締結している「福井県と三菱ケミカル株式会社との包括連携に関する協定」</u> <u>エステー株式会社と締結している「福井県とエステー株式会社との包括連携に関する協定」</u> <u>ソフトバンク株式会社と締結している「災害時における避難所の支援等に関する協定書」</u> (略) 第4 (略) 第5 広域応援・受援体制の整備 県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。 その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。 <u>(新設)</u> 県は、国や市町等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。 県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 県および市町は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、県および市町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>(新設)</u> (略) 第19節 (略) 第20節 防災知識普及計画 (略) 第1 防災知識普及啓発 (1) 県民に対する防災知識の普及 (略) <u>(新設)</u> その他必要な事項 (略) 第3 災害教訓の伝承 県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県および市町は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。 また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 第21節 (略) 第22節 要配慮者災害予防計画 第1～第4 (略) 第5 防災知識の普及 (1) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発 <u>(新設)</u> 県は、市町と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。 市町は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 (2) (略) 第6 防災訓練における配慮事項 県および市町は、防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。	材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整えるものとする。 その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮すること。 また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 県は、国や市町等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。 県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。 県および市町は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、県および市町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> (略) 第19節 防災訓練計画 第20節 防災知識普及計画 (略) 第1 防災知識普及啓発 (1) 県民に対する防災知識の普及 (略) ソ <u>飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</u> タ その他必要な事項 (略) 第3 災害教訓の伝承 県民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県および市町は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。 また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 第21節 (略) 第22節 要配慮者災害予防計画 第1～第4 (略) 第5 防災知識の普及 (1) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発 県および市町は、防災知識の普及啓発を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。 県は、市町と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。 市町は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。 (2) (略) 第6 防災訓練における配慮事項 県および市町は、防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
(略) 第7 要配慮者に対する災害対策の配慮 県および市町では、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮するものとする。 ア 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握 イ 生活支援のための人材確保 ウ 障がいの状況等に応じた情報提供 エ <u>ミルク</u>や柔らかい食品など特別な食糧を必要とするものに対する当該食糧の確保、提供 オ 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布 カ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施 キ 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての当該施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略)	<u>する。</u> (略) 第7 要配慮者に対する災害対策の配慮 県および市町では、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮するものとする。 ア 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握 イ 生活支援のための人材確保 ウ 障がいの状況等に応じた情報提供 エ <u>乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）</u>や柔らかい食品など特別な食糧を必要とするものに対する当該食糧の確保、提供 オ 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布 カ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施 キ 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての当該施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。） <u>ク 精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備</u> <u>ケ 避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング（動線・音・視線の配慮等）の検討</u> (略)

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																																
第3章 第1節（略） 第2節 防災関係機関応援計画 第1（略） 第2 応援協力等の要請 （略） （2）県 ①他機関との事前協議 ア～エ（略） オ その他 （略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （略） 第3節（略） 第4節 防災気象計画 第1～第8（略） 第9 避難指示等の助言 （略） 雪に関する各地の50年に一度の値一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th><th>積雪深さ(cm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井</td><td>165</td></tr> <tr> <td>敦賀</td><td>152</td></tr> <tr> <td>武生</td><td>120</td></tr> <tr> <td>大野</td><td>238</td></tr> <tr> <td>九頭竜</td><td>325</td></tr> <tr> <td>今庄</td><td>248</td></tr> <tr> <td>小浜</td><td>97</td></tr> </tbody> </table> （注） 1. 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。 2. 大雪特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。	地点	積雪深さ(cm)	福井	165	敦賀	152	武生	120	大野	238	九頭竜	325	今庄	248	小浜	97	第3章 第1節（略） 第2節 防災関係機関応援計画 第1（略） 第2 応援協力等の要請 （略） （2）県 ①他機関との事前協議 ア～エ（略） オ その他 （略） ・ <u>三菱ケミカル株式会社</u> ・ <u>公益社団法人福井県獣医師会</u> ・ <u>エステー株式会社</u> ・ <u>ソフトバンク株式会社</u> ・ <u>一般社団法人福井県解体工事業協会</u> （略） 第3節（略） 第4節 防災気象計画 第1～第8（略） 第9 避難指示等の助言 （略） 雪に関する各地の50年に一度の値一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>地点</th><th>積雪深さ(cm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福井</td><td>164</td></tr> <tr> <td>敦賀</td><td>150</td></tr> <tr> <td>武生</td><td>118</td></tr> <tr> <td>大野</td><td>236</td></tr> <tr> <td>九頭竜</td><td>324</td></tr> <tr> <td>今庄</td><td>246</td></tr> <tr> <td>小浜</td><td>96</td></tr> </tbody> </table> （注） 1. 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。 2. 大雪特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。 個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。	地点	積雪深さ(cm)	福井	164	敦賀	150	武生	118	大野	236	九頭竜	324	今庄	246	小浜	96
地点	積雪深さ(cm)																																
福井	165																																
敦賀	152																																
武生	120																																
大野	238																																
九頭竜	325																																
今庄	248																																
小浜	97																																
地点	積雪深さ(cm)																																
福井	164																																
敦賀	150																																
武生	118																																
大野	236																																
九頭竜	324																																
今庄	246																																
小浜	96																																

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改正案			
(別表2) 大雨警報基準				(別表2) 大雨警報基準			
市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数	土壌雨量指数基準	市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
嶺北北部	福井市	18	105	嶺北北部	福井市	18	113
	あわら市	16	108		あわら市	16	126
	坂井市	18	108		坂井市	18	125
	永平寺町	11	114		永平寺町	11	126
	越前町	14	105		越前町	14	108
嶺北南部	鯖江市	17	122	嶺北南部	鯖江市	17	111
	越前市	15	112		越前市	15	116
	池田町	12	125		池田町	12	118
奥越	南越前町	11	108		南越前町	11	108
	大野市	14	108	奥越	大野市	14	118
嶺南東部	勝山市	11	105		勝山市	11	118
	敦賀市	14	100	嶺南東部	敦賀市	14	122
	美浜町	13	100		美浜町	13	110
嶺南西部	若狭町	10	134		若狭町	10	132
	小浜市	14	137	嶺南西部	小浜市	14	145
	高浜町	13	137		高浜町	13	145
	おおい町	12	144		おおい町	12	155
「令和6年能登半島地震」に伴い、あわら市では以下の通り暫定基準を適用しています（2024/1/1～） [土壌雨量指数基準]あわら市 108→86（通常基準の8割） (略)				(略)			

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行					改正案						
(別表4) 洪水警報基準					(別表4) 洪水警報基準						
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準		
嶺北北部	福井市	七瀬川流域=14、八ヶ川流域=6.8、 底喰川流域=9.3、荒川流域=13.4、 一乗谷川流域=12.2、戸見川流域=9.4、 羽生川流域=11.3、上妹見川流域=13.9、 狐川流域=8.3、末更毛川流域=8.7、 志津川流域=13.9、江端川流域=15.3、 朝六川流域=7、天王川流域=21.8、 浅水川流域=31.1、一光川流域=11、 大妹川流域=14、山内川流域=6.1	七瀬川流域=(7、13)、 底喰川流域=(7、7.9)、 足羽川流域=(7、31.6)	九頭竜川〔中角〕、 日野川下流〔深谷〕、 九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕、 九頭竜川水系足羽川〔九十九橋〕	嶺北北部	福井市	七瀬川流域=14、八ヶ川流域=6.8、 底喰川流域=9.3、荒川流域=13.4、 一乗谷川流域=12.2、戸見川流域=9.4、 羽生川流域=11.3、上妹見川流域=13.9、 狐川流域=8.3、末更毛川流域=8.7、 志津川流域=13.9、江端川流域=15.3、 朝六川流域=7、天王川流域=22、 浅水川流域=31.1、一光川流域=11、 大妹川流域=14、山内川流域=6.1	七瀬川流域=(7、13)、 底喰川流域=(7、7.9)、 足羽川流域=(7、31.6)	九頭竜川〔中角〕、 日野川下流〔深谷〕、 九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕、 九頭竜川水系足羽川〔九十九橋〕		
	あわら市	観音川流域=9.9、宮谷川流域=7.3、 熊坂川流域=6.4	—	九頭竜川〔中角〕、 九頭竜川水系竹田川〔六日〕		あわら市	観音川流域=9.9、宮谷川流域=7.3、 熊坂川流域=6.4	—	九頭竜川〔中角〕、 九頭竜川水系竹田川〔六日〕		
	坂井市	兵庫川流域=12.5、田島川流域=4.9	—	九頭竜川〔中角〕、 九頭竜川水系竹田川〔六日〕		坂井市	兵庫川流域=12.5、田島川流域=4.9	—	九頭竜川〔中角〕、 九頭竜川水系竹田川〔六日〕		
	永平寺町	永平寺川流域=8.7、犀川流域=5、 河内川流域=7.9、荒川流域=7.7	永平寺川流域=(9、8.7)、 犀川流域=(5、4.5)、 河内川流域=(11、7)、 荒川流域=(5、6.9)	九頭竜川〔中角〕		永平寺町	永平寺川流域=8.7、犀川流域=5、 河内川流域=7.9、荒川流域=7.7	永平寺川流域=(9、8.7)、 犀川流域=(5、4.5)、 河内川流域=(11、7)、 荒川流域=(5、6.9)	九頭竜川〔中角〕		
	越前町	天王川流域=19.6、和田川流域=8.2、 越知川流域=10.9、織田川流域=7.7	天王川流域=(5、17.6)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕		越前町	天王川流域=19.6、和田川流域=8.2、 越知川流域=10.9、織田川流域=7.7	天王川流域=(5、17.6)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕		
	嶺北南部	鯖江市	浅水川流域=25、穴田川流域=9.5、 鞍谷川流域=19.8、河和田川流域=11.1、 吉野瀬川流域=13.6、天神川流域=3.9、 神通川流域=7.1	浅水川流域=(7、22.5)、 鞍谷川流域=(7、17.8)、 河和田川流域=(7、9.9)、 日野川流域=(7、32.5)、 天神川流域=(7、3.4)		九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕、 九頭竜川水系足羽川〔九十九橋〕	嶺北南部	鯖江市	浅水川流域=25、穴田川流域=9.5、 鞍谷川流域=19.8、河和田川流域=11.1、 吉野瀬川流域=13.7、天神川流域=3.9、 神通川流域=7.1	浅水川流域=(7、22.5)、 鞍谷川流域=(7、17.8)、 河和田川流域=(7、9.9)、 日野川流域=(7、32.5)、 天神川流域=(7、3.4)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕、 九頭竜川水系足羽川〔九十九橋〕
越前市		天王川流域=6.3、浅水川流域=12、 鞍谷川流域=13.7、服部川流域=10、 水間川流域=9.4、月尾川流域=8.8、 吉野瀬川流域=13.6、大塩谷川流域=7.4	天王川流域=(7、5.6)、 鞍谷川流域=(7、13.4)、 服部川流域=(7、9)、 水間川流域=(7、8.4)、 月尾川流域=(7、6.8)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕	越前市	天王川流域=6.3、浅水川流域=12、 鞍谷川流域=13.7、服部川流域=10、 水間川流域=9.4、月尾川流域=8.8、 吉野瀬川流域=13.6、大塩谷川流域=7.4		天王川流域=(7、5.6)、 鞍谷川流域=(7、13.4)、 服部川流域=(7、9)、 水間川流域=(7、8.4)、 月尾川流域=(7、6.8)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕		
池田町		足羽川流域=26.4、部子川流域=17.6、 水海川流域=15.3、魚見川流域=17	足羽川流域=(7、23.7)、 部子川流域=(7、15.8)	—	池田町	足羽川流域=26.4、部子川流域=17.6、 水海川流域=15.3、魚見川流域=17		足羽川流域=(7、23.7)、 部子川流域=(7、15.8)	—		
南越前町		日野川流域=31.1、清水川流域=5.3、 牧谷川流域=6.6、奥野々川流域=5、 阿久和川流域=6.9、鹿蔭川流域=10.2	—	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕	南越前町	日野川流域=31.1、清水川流域=5.3、 牧谷川流域=6.6、奥野々川流域=5、 阿久和川流域=6.9、鹿蔭川流域=10.2		—	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕		
奥越		大野市	赤根川流域=11.1、石徹白川流域=25.5、 清滝川流域=14.4、木瓜川流域=5.2	—	—	奥越		大野市	赤根川流域=11.1、石徹白川流域=25.5、 清滝川流域=14.4、木瓜川流域=5.2	—	—
		勝山市	九頭竜川流域=63.3、岩屋川流域=10.9、 血川流域=11.8、滝波川流域=16.4、 暮見川流域=6.9、浄土寺川流域=8、 淀川流域=5.1、大蓮寺川流域=4.6	浄土寺川流域=(5、7.2)、 大蓮寺川流域=(6、4.6)	—			勝山市	九頭竜川流域=63.3、岩屋川流域=10.9、 血川流域=11.8、滝波川流域=16.4、 暮見川流域=6.9、浄土寺川流域=8、 淀川流域=5.1、大蓮寺川流域=4.6	浄土寺川流域=(5、7.2)、 大蓮寺川流域=(6、4.6)	—
嶺南東部	敦賀市	井の口川流域=11.3、木ノ芽川流域=11.8、 黒河川流域=13.6	—	釜の川水系釜の川〔呉竹〕	嶺南東部	敦賀市	井の口川流域=11.3、木ノ芽川流域=11.8、 黒河川流域=13.6	—	釜の川水系釜の川〔呉竹〕		
	美浜町	耳川流域=19.7	—	—		美浜町	耳川流域=19.7	—	—		
	若狭町	野木川流域=9.3、島羽川流域=10.6、 はず川流域=18	—	北川〔高塚〕		若狭町	野木川流域=9.3、島羽川流域=10.6、 はず川流域=18	—	北川〔高塚〕		
嶺南西部	小浜市	江古川流域=6、多田川流域=6.5、 野木川流域=8.3、松永川流域=11.5	—	北川〔高塚〕、 南川水系南川〔和久里〕	嶺南西部	小浜市	江古川流域=6、多田川流域=6.5、 遠敷川流域=14.9、野木川流域=8.3、 松永川流域=11.5	—	北川〔高塚〕、 南川水系南川〔和久里〕		
	高浜町	子生川流域=8.9、関屋川流域=11.1	—	—		高浜町	子生川流域=8.9、関屋川流域=11.1	—	—		
	おおい町	南川流域=17.6、佐分利川流域=16.1	—	—		おおい町	南川流域=17.6、佐分利川流域=16.1	—	—		

^{*1}（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

(略)

現 行					改正案						
(別表4) 洪水警報基準					(別表4) 洪水警報基準						
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準		
嶺北北部	福井市	七瀬川流域=14、八ヶ川流域=6.8、 底喰川流域=9.3、荒川流域=13.4、 一乗谷川流域=12.2、戸見川流域=9.4、 羽生川流域=11.3、上妹見川流域=13.9、 狐川流域=8.3、末更毛川流域=8.7、 志津川流域=13.9、江端川流域=15.3、 朝六川流域=7、天王川流域=21.8、 浅水川流域=31.1、一光川流域=11、 大妹川流域=14、山内川流域=6.1	七瀬川流域=(7、13)、 底喰川流域=(7、7.9)、 足羽川流域=(7、31.6)	九頭竜川〔中角〕、 日野川下流〔深谷〕、 九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕、 九頭竜川水系足羽川〔九十九橋〕	嶺北北部	福井市	七瀬川流域=14、八ヶ川流域=6.8、 底喰川流域=9.3、荒川流域=13.4、 一乗谷川流域=12.2、戸見川流域=9.4、 羽生川流域=11.3、上妹見川流域=13.9、 狐川流域=8.3、末更毛川流域=8.7、 志津川流域=13.9、江端川流域=15.3、 朝六川流域=7、天王川流域=22、 浅水川流域=31.1、一光川流域=11、 大妹川流域=14、山内川流域=6.1	七瀬川流域=(7、13)、 底喰川流域=(7、7.9)、 足羽川流域=(7、31.6)	九頭竜川〔中角〕、 日野川下流〔深谷〕、 九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕、 九頭竜川水系足羽川〔九十九橋〕		
	あわら市	観音川流域=9.9、宮谷川流域=7.3、 熊坂川流域=6.4	—	九頭竜川〔中角〕、 九頭竜川水系竹田川〔六日〕		あわら市	観音川流域=9.9、宮谷川流域=7.3、 熊坂川流域=6.4	—	九頭竜川〔中角〕、 九頭竜川水系竹田川〔六日〕		
	坂井市	兵庫川流域=12.5、田島川流域=4.9	—	九頭竜川〔中角〕、 九頭竜川水系竹田川〔六日〕		坂井市	兵庫川流域=12.5、田島川流域=4.9	—	九頭竜川〔中角〕、 九頭竜川水系竹田川〔六日〕		
	永平寺町	永平寺川流域=8.7、犀川流域=5、 河内川流域=7.9、荒川流域=7.7	永平寺川流域=(9、8.7)、 犀川流域=(5、4.5)、 河内川流域=(11、7)、 荒川流域=(5、6.9)	九頭竜川〔中角〕		永平寺町	永平寺川流域=8.7、犀川流域=5、 河内川流域=7.9、荒川流域=7.7	永平寺川流域=(9、8.7)、 犀川流域=(5、4.5)、 河内川流域=(11、7)、 荒川流域=(5、6.9)	九頭竜川〔中角〕		
	越前町	天王川流域=19.6、和田川流域=8.2、 越知川流域=10.9、織田川流域=7.7	天王川流域=(5、17.6)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕		越前町	天王川流域=19.6、和田川流域=8.2、 越知川流域=10.9、織田川流域=7.7	天王川流域=(5、17.6)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕		
	嶺北南部	鯖江市	浅水川流域=25、穴田川流域=9.5、 鞍谷川流域=19.8、河和田川流域=11.1、 吉野瀬川流域=13.6、天神川流域=3.9、 神通川流域=7.1	浅水川流域=(7、22.5)、 鞍谷川流域=(7、17.8)、 河和田川流域=(7、9.9)、 日野川流域=(7、32.5)、 天神川流域=(7、3.4)		九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕、 九頭竜川水系足羽川〔九十九橋〕	嶺北南部	鯖江市	浅水川流域=25、穴田川流域=9.5、 鞍谷川流域=19.8、河和田川流域=11.1、 吉野瀬川流域=13.7、天神川流域=3.9、 神通川流域=7.1	浅水川流域=(7、22.5)、 鞍谷川流域=(7、17.8)、 河和田川流域=(7、9.9)、 日野川流域=(7、32.5)、 天神川流域=(7、3.4)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕、 九頭竜川水系足羽川〔九十九橋〕
越前市		天王川流域=6.3、浅水川流域=12、 鞍谷川流域=13.7、服部川流域=10、 水間川流域=9.4、月尾川流域=8.8、 吉野瀬川流域=13.6、大塩谷川流域=7.4	天王川流域=(7、5.6)、 鞍谷川流域=(7、13.4)、 服部川流域=(7、9)、 水間川流域=(7、8.4)、 月尾川流域=(7、6.8)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕	越前市	天王川流域=6.3、浅水川流域=12、 鞍谷川流域=13.7、服部川流域=10、 水間川流域=9.4、月尾川流域=8.8、 吉野瀬川流域=13.6、大塩谷川流域=7.4		天王川流域=(7、5.6)、 鞍谷川流域=(7、13.4)、 服部川流域=(7、9)、 水間川流域=(7、8.4)、 月尾川流域=(7、6.8)	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕		
池田町		足羽川流域=26.4、部子川流域=17.6、 水海川流域=15.3、魚見川流域=17	足羽川流域=(7、23.7)、 部子川流域=(7、15.8)	—	池田町	足羽川流域=26.4、部子川流域=17.6、 水海川流域=15.3、魚見川流域=17		足羽川流域=(7、23.7)、 部子川流域=(7、15.8)	—		
南越前町		日野川流域=31.1、清水川流域=5.3、 牧谷川流域=6.6、奥野々川流域=5、 阿久和川流域=6.9、鹿蔭川流域=10.2	—	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕	南越前町	日野川流域=31.1、清水川流域=5.3、 牧谷川流域=6.6、奥野々川流域=5、 阿久和川流域=6.9、鹿蔭川流域=10.2		—	九頭竜川水系日野川中流〔糺橋〕		
奥越		大野市	赤根川流域=11.1、石徹白川流域=25.5、 清滝川流域=14.4、木瓜川流域=5.2	—	—	奥越		大野市	赤根川流域=11.1、石徹白川流域=25.5、 清滝川流域=14.4、木瓜川流域=5.2	—	—
		勝山市	九頭竜川流域=63.3、岩屋川流域=10.9、 血川流域=11.8、滝波川流域=16.4、 暮見川流域=6.9、浄土寺川流域=8、 淀川流域=5.1、大蓮寺川流域=4.6	浄土寺川流域=(5、7.2)、 大蓮寺川流域=(6、4.6)	—			勝山市	九頭竜川流域=63.3、岩屋川流域=10.9、 血川流域=11.8、滝波川流域=16.4、 暮見川流域=6.9、浄土寺川流域=8、 淀川流域=5.1、大蓮寺川流域=4.6	浄土寺川流域=(5、7.2)、 大蓮寺川流域=(6、4.6)	—
嶺南東部	敦賀市	井の口川流域=11.3、木ノ芽川流域=11.8、 黒河川流域=13.6	—	釜の川水系釜の川〔呉竹〕	嶺南東部	敦賀市	井の口川流域=11.3、木ノ芽川流域=11.8、 黒河川流域=13.6	—	釜の川水系釜の川〔呉竹〕		
	美浜町	耳川流域=19.7	—	—		美浜町	耳川流域=19.7	—	—		
	若狭町	野木川流域=9.3、島羽川流域=10.6、 はず川流域=18	—	北川〔高塚〕		若狭町	野木川流域=9.3、島羽川流域=10.6、 はず川流域=18	—	北川〔高塚〕		
嶺南西部	小浜市	江古川流域=6、多田川流域=6.5、 野木川流域=8.3、松永川流域=11.5	—	北川〔高塚〕、 南川水系南川〔和久里〕	嶺南西部	小浜市	江古川流域=6、多田川流域=6.5、 遠敷川流域=14.9、野木川流域=8.3、 松永川流域=11.5	—	北川〔高塚〕、 南川水系南川〔和久里〕		
	高浜町	子生川流域=8.9、関屋川流域=11.1	—	—		高浜町	子生川流域=8.9、関屋川流域=11.1	—	—		
	おおい町	南川流域=17.6、佐分利川流域=16.1	—	—		おおい町	南川流域=17.6、佐分利川流域=16.1	—	—		

^{*1}（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

(略)

^{*1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(略)

^{*1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(略)

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行				改正案			
(別表5) 大雨注意報基準				(別表5) 大雨注意報基準			
市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数	土壌雨量指数基準	市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
嶺北北部	福井市	9	67	嶺北北部	福井市	9	79
	あわら市	9	69		あわら市	9	88
	坂井市	8	69		坂井市	8	87
	永平寺町	5	88		永平寺町	5	88
	越前町	6	67		越前町	6	75
嶺北南部	鯖江市	9	82	嶺北南部	鯖江市	9	77
	越前市	9	76		越前市	9	81
	池田町	9	85		池田町	9	82
	南越前町	6	73		南越前町	6	75
奥越	大野市	9	84	奥越	大野市	9	82
	勝山市	7	81		勝山市	7	82
嶺南東部	敦賀市	8	66	嶺南東部	敦賀市	8	97
	美浜町	9	66		美浜町	9	88
	若狭町	6	88		若狭町	6	105
嶺南西部	小浜市	8	90	嶺南西部	小浜市	8	116
	高浜町	10	90		高浜町	10	116
	おおい町	7	95		おおい町	7	124
『令和6年能登半島地震』に伴い、あわら市では以下の通り暫定基準を適用しています（2024/1/1～） [土壌雨量指数基準]あわら市 69→55（通常基準の8割） (略)				(略)			

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行					改正案				
(別表7) 洪水注意報基準					(別表7) 洪水注意報基準				
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
福北北部	福井市	七瀬川流域=11.2、八ヶ川流域=5.4、 底喰川流域=7.4、荒川流域=10.7、 一乗谷川流域=9.7、芦見川流域=7.5、 羽生川流域=6、上味見川流域=11.1、 狐川流域=6、末更毛川流域=6.9、 志津川流域=11.1、江幡川流域=12.2、 朝六川流域=5.6、天王川流域=17.4、 浅水川流域=24.8、一光川流域=8.8、 大味川流域=10.8、山内川流域=4.5	七瀬川流域=(5、11.2)、 底喰川流域=(5、5.8)、 荒川流域=(5、9.1)、 狐川流域=(5、5.1)、 志津川流域=(5、11.1)、 江幡川流域=(5、8.4)、 朝六川流域=(5、4.8)、 一光川流域=(5、8.8)、 大味川流域=(7、10.6)、 日野川流域=(7、38.5)、 足羽川流域=(7、26.5)、 山内川流域=(5、4.5)	九頭電川[中角]、 日野川下流[深谷]、 九頭電川水系日野川中流[札幌]、 九頭電川水系足羽川[九十九橋]	福北北部	福井市	七瀬川流域=11.2、八ヶ川流域=5.4、 底喰川流域=7.4、荒川流域=10.7、 一乗谷川流域=9.7、芦見川流域=7.5、 羽生川流域=6、上味見川流域=11.1、 狐川流域=6、末更毛川流域=6.9、 志津川流域=11.1、江幡川流域=12.2、 朝六川流域=5.6、天王川流域=17.4、 浅水川流域=24.8、一光川流域=8.8、 大味川流域=10.8、山内川流域=4.5	七瀬川流域=(5、11.2)、 底喰川流域=(5、5.8)、 荒川流域=(5、9.1)、 狐川流域=(5、5.1)、 志津川流域=(5、11.1)、 江幡川流域=(5、8.4)、 朝六川流域=(5、4.8)、 一光川流域=(5、8.8)、 大味川流域=(7、10.6)、 日野川流域=(7、38.5)、 足羽川流域=(7、26.5)、 山内川流域=(5、4.5)	九頭電川[中角]、 日野川下流[深谷]、 九頭電川水系日野川中流[札幌]、 九頭電川水系足羽川[九十九橋]
	あわら市	観音川流域=7.9、宮谷川流域=5.8、 熊坂川流域=5.1	観音川流域=(5、7.9)、 宮谷川流域=(5、5.8)、 竹田川流域=(7、19.3)	九頭電川水系竹田川[六日]		あわら市	観音川流域=7.9、宮谷川流域=5.8、 熊坂川流域=5.1	観音川流域=(5、7.9)、 宮谷川流域=(5、5.8)、 竹田川流域=(7、19.3)	九頭電川水系竹田川[六日]
	坂井市	兵庫川流域=10、田島川流域=3.9	—	九頭電川[中角]、 九頭電川水系竹田川[六日]		坂井市	兵庫川流域=10、田島川流域=3.9	—	九頭電川[中角]、 九頭電川水系竹田川[六日]
	永平寺町	永平寺川流域=7、犀川流域=4、 河内川流域=6.3、荒川流域=6.1	永平寺川流域=(5、7)、 犀川流域=(5、4)、 河内川流域=(5、5)、 荒川流域=(5、6.1)	九頭電川[中角]		永平寺町	永平寺川流域=7、犀川流域=4、 河内川流域=6.3、荒川流域=6.1	永平寺川流域=(5、7)、 犀川流域=(5、4)、 河内川流域=(5、5)、 荒川流域=(5、6.1)	九頭電川[中角]
	越前町	天王川流域=15.6、和田川流域=6.5、 越知川流域=8.7、織田川流域=6.1	天王川流域=(5、15.6)、 越知川流域=(5、8.7)	—		越前町	天王川流域=15.6、和田川流域=6.5、 越知川流域=8.7、織田川流域=6.1	天王川流域=(5、15.6)、 越知川流域=(5、8.7)	—
福北南部	鯖江市	浅水川流域=20、穴田川流域=7.6、 鞍谷川流域=15.8、河和田川流域=8.8、 吉野瀬川流域=10.8、天神川流域=3.1、 神通川流域=5.5	浅水川流域=(7、16)、 鞍谷川流域=(5、15.8)、 河和田川流域=(7、7)、 日野川流域=(7、27.9)、 天神川流域=(7、3)	九頭電川水系日野川中流[札幌]	福北南部	鯖江市	浅水川流域=20、穴田川流域=7.6、 鞍谷川流域=15.8、河和田川流域=8.8、 吉野瀬川流域=10.8、天神川流域=3.1、 神通川流域=5.5	浅水川流域=(7、16)、 鞍谷川流域=(5、15.8)、 河和田川流域=(7、7)、 日野川流域=(7、27.9)、 天神川流域=(7、3)	九頭電川水系日野川中流[札幌]
	越前市	天王川流域=4.9、浅水川流域=9.6、 鞍谷川流域=10.9、服部川流域=8、 水間川流域=7.5、月尾川流域=7、 吉野瀬川流域=10.8、大塩谷川流域=5.9	天王川流域=(7、4)、 鞍谷川流域=(5、10.9)、 服部川流域=(5、8)、 水間川流域=(5、7.5)、 月尾川流域=(5、6.1)、 日野川流域=(7、21)	九頭電川水系日野川中流[札幌]		越前市	天王川流域=4.9、浅水川流域=9.6、 鞍谷川流域=10.9、服部川流域=8、 水間川流域=7.5、月尾川流域=7、 吉野瀬川流域=10.8、大塩谷川流域=5.9	天王川流域=(7、4)、 鞍谷川流域=(5、10.9)、 服部川流域=(5、8)、 水間川流域=(5、7.5)、 月尾川流域=(5、6.1)、 日野川流域=(7、21)	九頭電川水系日野川中流[札幌]
	池田町	足羽川流域=21.1、部子川流域=14、 水海川流域=12.2、魚見川流域=13.6	足羽川流域=(7、16.9)、 部子川流域=(5、14)	—		池田町	足羽川流域=21.1、部子川流域=14、 水海川流域=12.2、魚見川流域=13.6	足羽川流域=(7、16.9)、 部子川流域=(5、14)	—
	南越前町	日野川流域=24.8、清水川流域=4.2、 牧谷川流域=5.2、奥野々川流域=4、 阿久和川流域=5.5、鹿森川流域=8.1	日野川流域=(5、13.4)	—		南越前町	日野川流域=24.8、清水川流域=4.2、 牧谷川流域=5.2、奥野々川流域=4、 阿久和川流域=5.5、鹿森川流域=8.1	日野川流域=(5、13.4)	—
	奥越	大野市	赤根川流域=8.8、石徹白川流域=20.4、 清滝川流域=11.5、木瓜川流域=4.2	木瓜川流域=(5、4.1)	—	大野市	赤根川流域=8.8、石徹白川流域=20.4、 清滝川流域=11.5、木瓜川流域=4.2	木瓜川流域=(5、4.1)	—
福南東部	勝山市	九頭電川流域=50.6、岩屋川流域=8.7、 血川流域=9.4、滝波川流域=13.1、 暮見川流域=5.5、浄土寺川流域=6.4、 深川流域=4.1、大蓮寺川流域=3.6	浄土寺川流域=(5、6.4)、 大蓮寺川流域=(6、3.6)	—	福南東部	勝山市	九頭電川流域=50.6、岩屋川流域=8.7、 血川流域=9.4、滝波川流域=13.1、 暮見川流域=5.5、浄土寺川流域=6.4、 深川流域=4.1、大蓮寺川流域=3.6	浄土寺川流域=(5、6.4)、 大蓮寺川流域=(6、3.6)	—
	敦賀市	井の口川流域=9、木ノ芽川流域=9.4、 黒河川流域=10.8	笹の川流域=(5、21.4)	笹の川水系笹の川[呉竹]		敦賀市	井の口川流域=9、木ノ芽川流域=9.4、 黒河川流域=10.8	笹の川流域=(5、21.4)	笹の川水系笹の川[呉竹]
	美浜町	耳川流域=15.7	—	—		美浜町	耳川流域=15.7	—	—
	若狭町	野木川流域=7.4、島羽川流域=8.4、 はず川流域=14.4	はず川流域=(5、14.4)	北川[高塚]		若狭町	野木川流域=7.4、島羽川流域=8.4、 はず川流域=14.4	はず川流域=(5、14.4)	北川[高塚]
	小浜市	江古川流域=4.8、多田川流域=5.2、 野木川流域=6.6、松永川流域=9.2	江古川流域=(5、4.8)、 多田川流域=(5、5.2)、 北川流域=(6、20.4)	北川[高塚]、 南川水系南川[和久里]	福南西部	小浜市	江古川流域=4.8、多田川流域=5.2、 野木川流域=6.6、松永川流域=9.2	江古川流域=(5、4.8)、 多田川流域=(5、5.2)、 北川流域=(6、20.4)	北川[高塚]、 南川水系南川[和久里]
	高浜町	子生川流域=7.1、関屋川流域=8.8	—	—		高浜町	子生川流域=7.1、関屋川流域=8.8	—	—
	おおい町	南川流域=14、佐分利川流域=12.8	南川流域=(5、14)、 佐分利川流域=(5、12.8)	—		おおい町	南川流域=14、佐分利川流域=12.8	南川流域=(5、14)、 佐分利川流域=(5、12.8)	—
^{*1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。					^{*1} (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。				
(略)					(略)				

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
第1図 特別警報・警報・注意報の伝達系統図 （略） 第5節 情報および被害状況報告計画 （略） 第2 被害状況報告 （略） （1）報告すべき災害 ① 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害である。 （略） （4）報告の種類	第1図 特別警報・警報・注意報の伝達系統図 （略） 第5節 情報および被害状況報告計画 （略） 第2 被害状況報告 （略） （1）報告すべき災害 ① 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害である。 （略） （4）報告の種類

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
① 災害即報………災害を覚知したとき、原則として覚知後３０分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。 ② 災害確定報告………応急対策終了後１０日以内に行う。 ③ 災害年報………毎年１月１日から１２月３１日までの災害状況について、翌年の４月１日現在で明らかになったものを、４月１５日までに行う。 (５) 報告の方法 ① 各関係機関は、予め被害状況報告責任者を定めておくものとする。 ② 報告様式 ア 災害即報は、市町にあっては、<u>第１号様式</u>により、関係機関にあっては、第<u>１</u>号様式または別に定める様式により報告する。 イ 災害確定報告および災害年報 災害確定報告は、<u>第２号様式</u>により、災害年報は、第３号様式により報告する。なお、関係機関にあっては、別に定める様式により報告することができるものとする。 <u>ウ 災害救助法が適用されたとき、または同法の適用基準に達する見込みがある場合に、市町は、災害即報と併せて、第４号様式により報告する。</u> (略) 別表 被害程度の認定基準 (略) その他 (１) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については<u>査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は、朱書すること。</u> (略) 別紙第１ 災害報告事務一覧 (略) <u>医薬食品・衛星課</u> 水 道 水道施設被害報告 速報・詳報 災害復旧事業 <u>厚生労働省健康局</u> 第６節～第７節 (略) 第８節 避難計画 第１～第２ (略) 第３ 避難場所および避難所の選定、開設等 (１)～(４) (５) 市町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。 (６) (略) (７) 避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかかるような配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。 (略)	① 災害即報………災害を覚知したとき、原則として覚知後３０分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。 ② 災害確定報告………応急対策終了後１０日以内に行う。 ③ <u>災害中間報告………毎年１月１日から１２月１０日までの災害状況について、１２月１０日現在で明らかになったものを、１２月１５日までに行う。</u> ④ 災害年報………毎年１月１日から１２月３１日までの災害状況について、翌年の４月１日現在で明らかになったものを、４月１５日までに行う。 (５) 報告の方法 ① 各関係機関は、予め被害状況報告責任者を定めておくものとする。 ② 報告様式 ア 災害即報は、<u>火災・災害等即報要領に基づき</u>、市町にあっては、<u>第４号様式</u>により、関係機関にあっては、第<u>４</u>号様式または別に定める様式により報告する。 イ 災害確定報告および災害年報 災害確定報告は、<u>災害報告取扱要領に基づき、第１号様式</u>により、<u>災害中間報告は、第２号様式により</u>、災害年報は、第３号様式により報告する。なお、関係機関にあっては、別に定める様式により報告することができるものとする。 <u>(削除)</u> (略) 別表 被害程度の認定基準 (略) その他 (１) 災害年報の公立文教施設、公共土木施設、農林水産施設、その他の公共施設等の被害額については未査定額（被害見込額）<u>を含んだ金額を記入すること。</u> (略) 別紙第１ 災害報告事務一覧 (略) <u>河川課</u> 水 道 水道施設被害報告 速報・詳報 災害復旧事業費 <u>国土交通省</u> 第６節～第７節 (略) 第８節 避難計画 第１～第２ (略) 第３ 避難場所および避難所の選定、開設等 (１)～(４) (５) 市町は、<u>指定避難所等</u>の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低１カ所は設置するよう努めるとともに、</u>被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。 (６) (略) (７) 避難所の運営に当たっては、保健・衛生面、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。<u>併せて、福祉的な支援も行うものとする。</u>この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。 (略)

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
(8) ～ (11) (略) (12) 県および市町では、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。<u>(新設)</u> (13) 市町では指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>(新設)</u> (14) <u>市町では、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u> (15) ～ (16) (略) (17) 市町では、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (略) 第9 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、<u>飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県および市町では、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。</u> (略) 第9節～第10節 (略) 第11節 米穀等食料供給計画 第1 (略) 第2 備蓄・調達計画 (1) ～ (2) (略) (3) 県および市町の備蓄 市町では、各避難所または自治会単位に生命および生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。 県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命および生活を維持するために必要な食糧を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。 県および市町は、<u>ミルク</u>や柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努めるものとする。	(8) ～ (11) (略) (12) 県および市町では、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。<u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> (13) 市町では指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施などにも努めるものとする。</u> (14) 県および保健所設置市の保健所は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（都道府県の保健所等にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u> (15) ～ (16) (略) (17) 市町では、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 <u>(18) 市町では、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> <u>(19) 市町では、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u> (略) 第9 被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、<u>市町（県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。</u> (略) 第9節～第10節 (略) 第11節 米穀等食料供給計画 第1 (略) 第2 備蓄・調達計画 (1) ～ (2) (略) (3) 県および市町の備蓄 市町では、各避難所または自治会単位に生命および生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。 県は、県内における広域的な対応を図るとともに市町が行う備蓄を補完するため、生命および生活を維持するために必要な食糧を広域圏ごとに整備する地域防災基地において分散備蓄し、応急時においてこれを供給する。 県および市町は、<u>乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）</u>や柔らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努めるものとする。

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
(略) 第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画 (略) (4) 要配慮者への配慮 物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。<u>(新設)</u> (略) 第13節 給水計画 第1～第4 (略) 第5 市町地域防災計画で定める事項 (1)～(5) (略) <u>(新設)</u> 第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画 第1 実施責任者 (略) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 (略) 第15節 医療助産計画 第1 実施責任者 (1)～(6) (略) <u>(新設)</u> 第2 災害救助法が適用された場合 (1)～(2) (略) (3) 実施方法 ① 医療の方法 救護班により実施するものとするが、その編成は公的医療機関による救護班、知事から委託を受けた日赤救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム(DMAT)、<u>および</u>県が要請するDPATとする。 ② 助産の方法 救護班により実施することを原則とするが、実情により助産師により実施するものとする。 (4) (略) 第3 救護班の構成 (1) (略) (2) 救護班の派遣期間 (略)	(略) 第12節 衣料、生活必需品その他物資供給計画 (略) (4) 要配慮者への配慮 物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮するものとする。<u>また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u> (略) 第13節 給水計画 第1～第4 (略) 第5 市町地域防災計画で定める事項 (1)～(5) (略) <u>(6) 消雪井戸や防災井戸、ため池などを活用した生活用水の確保</u> 第14節 応急仮設住宅および住宅の応急修理計画 第1 実施責任者 (略) 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。 (略) 第15節 医療助産計画 第1 実施責任者 (1)～(6) (略) <u>(7) 災害支援ナースは、県の要請により、現場活動、病院支援、診療補助などの医療救護活動を行う。</u> 第2 災害救助法が適用された場合 (1)～(2) (略) (3) 実施方法 ① 医療の方法 救護班により実施するものとするが、その編成は公的医療機関による救護班、知事から委託を受けた日赤救護班ならびに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会救護班、県とDMAT指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム(DMAT)、県が要請するDPAT<u>および災害支援ナース</u>とする。 ② 助産の方法 救護班により実施することを原則とするが、実情により助産師により実施するものとする。 (4) (略) 第3 救護班の構成 (1) (略) (2) 救護班の派遣期間 (略)

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>DMAT指定病院（機関）</th><th>チーム数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td><u>4</u></td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）</td><td>3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td>1</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td>2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td>2</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td>4</td></tr> <tr><td>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td><td>3</td></tr> <tr><td>合 計</td><td><u>26</u></td></tr> </tbody> </table>	DMAT指定病院（機関）	チーム数	福井県立病院	<u>4</u>	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3	公立丹南病院	3	福井勝山総合病院	1	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	2	福井総合病院	4	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	3	合 計	<u>26</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>DMAT指定病院（機関）</th><th>チーム数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td><u>5</u></td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）</td><td>3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td>1</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td>2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td>2</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td>4</td></tr> <tr><td>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td><td>3</td></tr> <tr><td>合 計</td><td><u>27</u></td></tr> </tbody> </table>	DMAT指定病院（機関）	チーム数	福井県立病院	<u>5</u>	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3	公立丹南病院	3	福井勝山総合病院	1	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	2	福井総合病院	4	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	3	合 計	<u>27</u>
DMAT指定病院（機関）	チーム数																																																
福井県立病院	<u>4</u>																																																
福井県済生会病院	3																																																
福井大学医学部附属病院	3																																																
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3																																																
公立丹南病院	3																																																
福井勝山総合病院	1																																																
市立敦賀病院	2																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	2																																																
福井総合病院	4																																																
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	3																																																
合 計	<u>26</u>																																																
DMAT指定病院（機関）	チーム数																																																
福井県立病院	<u>5</u>																																																
福井県済生会病院	3																																																
福井大学医学部附属病院	3																																																
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3																																																
公立丹南病院	3																																																
福井勝山総合病院	1																																																
市立敦賀病院	2																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	2																																																
福井総合病院	4																																																
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	3																																																
合 計	<u>27</u>																																																
注）DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。	注）DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム。																																																
第4 応急医療体制 災害時の応急医療体制は、次のとおりとする。県は、<u>DMAT等の活動場所および必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。</u>県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。	第4 応急医療体制 災害時の応急医療体制は、次のとおりとする。県は、<u>大規模災害時に災害対策本部の下に、保健医療福祉調整本部を設置する。また、必要により、被災市町を所管する健康福祉センター内などに地域保健医療福祉調整本部を設置する。</u> <u>災害対応に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うため、概ね以下の事項を行うものとする。</u> ①保健医療福祉情報の収集、整理、分析および提供 ②関係機関への支援の要請および受入れならびに保健医療福祉活動チームの派遣調整 ③傷病者等の受入れの要請および搬送に関する総合調整 ④医薬品等の供給に関する総合調整 ⑤国および他都道府県等に対する保健医療福祉活動に係る支援の要請および受入れならびにその派遣調整に関すること ⑥その他災害対応に係る保健医療福祉活動に関する必要な事項 <u>なお、保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、都道府県等の職員により編成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他の都道府県からの人的支援を要請するとともに、受援体制を整備するものとする。</u>県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、<u>災害支援ナース</u>、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）</u>、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーター<u>等</u>を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。																																																

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
災害医療活動体系図 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を滞りなく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備に努めるものとする。 また、県および市町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。 ・災害医療コーディネーター 必要に応じ、災害医療コーディネーターを災害対策本部および現地災害対策本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。 ・DMATロジスティックチーム 災害対策本部および現地災害対策本部等の本部業務において、災害医療コーディネーターを支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。 (略) ・災害派遣精神医療チーム（DPAT） 精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームをDPAT先遣隊とする。 ・医療救護所 (略) 第7 こころのケア (略) (新設)	災害医療体系図 (削除) ・災害医療コーディネーター 必要に応じ、災害医療コーディネーターを保健医療福祉調整本部および地域保健医療福祉調整本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。 ・DMATロジスティックチーム 地域保健医療福祉調整本部において、災害医療コーディネーターを支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。 (略) ・災害派遣精神医療チーム（DPAT） 精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームを日本DPATとする。 ・医療救護所 (略) 第7 こころのケア (略) 第8 保健所機能の確保

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案																																								
第8 市町地域防災計画で定める事項 （１）～（５）（略） 第16節～第18節（略） 第19節 文教対策計画 第1（略） 第2 応急計画 （１）被災学校の教場確保および児童生徒の収容 特別教室の転用または隣接学校の施設を借用する。なお、不足室のあるときは、臨時的施設（プレハブ等）を建設して児童生徒を収容し授業する。<u>（新設）</u> （２）被災学校児童生徒の教科書等、学用品の調達ならびに配布または貸与 被災学校の学校別、学年別、教科別、使用教科書毎にその数量を速やかに調査し、教科書供給所、教科書発行所に連絡し、その供給を求め、また同一教科書使用の県内、他府県の学校に古本の供与を依頼する。<u>（新設）</u> （略） 第3～第8（略） 第20節（略） 第21節 交通対策計画 第1～第2（略） 第3 交通規制に関する措置 （１）～（４）（略） （５）緊急通行車両等の確認等 ① 緊急通行車両等の範囲 （略） ○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両 <table><tr><th>車両種別</th><th>標章 掲示</th><th>事前 届出</th><th>対象車両の態様</th></tr><tr><td>緊急自動車</td><td>不要</td><td>—</td><td>警察用・消防用・救急用自動車等</td></tr><tr><td>自衛隊車両等</td><td>不要</td><td>—</td><td>自衛隊・米軍・外交官の関係車両（特殊ナンバー車両）</td></tr><tr><td>緊急通行車両</td><td>必要</td><td><u>可</u></td><td>指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両</td></tr><tr><td>事前届出対象の規制 除外車両</td><td>必要</td><td>可</td><td>民間事業所等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両</td></tr></table> （略） （６）（７）（略） 第4～第5（略）	車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様	緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等	自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両（特殊ナンバー車両）	緊急通行車両	必要	<u>可</u>	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両	事前届出対象の規制 除外車両	必要	可	民間事業所等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両	県は、保健医療福祉調整本部において、次のいずれかに該当すると認める場合、被災市町の保健医療行政の指揮調整機能等を支援するため、1班あたり5名程度（公衆衛生医師、保健師その他の保健医療専門職、業務調整員で構成）からなる災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を被災市町へ派遣する。 <u>1 複数の市町にまたがる災害の場合</u> <u>2 保健所機能が著しく低下している、またはその恐れがある場合</u> <u>3 市町に甚大な被害が発生している、またはその恐れがある場合</u> <u>4 その他、健康福祉部長が必要と認めた場合</u> 保健医療福祉調整本部には、保健医療福祉調整本部等の機能の強化および被災健康福祉センター等との連携の強化を行う、専門的な研修・訓練を受けた公衆衛生医師等をもって充てる総括DHEATをおくものとする。 注）災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team）：災害が発生した際に、被災都道府県等の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する派遣チーム 第9 市町地域防災計画で定める事項 （１）～（５）（略） 第16節～第18節（略） 第19節 文教対策計画 第1（略） 第2 応急計画 （１）被災学校の教場確保および児童生徒の収容 特別教室の転用または隣接学校の施設を借用する。なお、不足室のあるときは、臨時的施設（プレハブ等）を建設して児童生徒を収容し授業する。<u>特に、受験期（12～3月）においては、被災地の状況に応じ、被災していない隣接地域の施設を借用するなどして、速やかに授業の再開に努めるものとする。</u> （２）被災学校児童生徒の教科書等、学用品の調達ならびに配布または貸与 被災学校の学校別、学年別、教科別、使用教科書毎にその数量を速やかに調査し、教科書供給所、教科書発行所に連絡し、その供給を求め、また同一教科書使用の県内、他府県の学校に古本の供与を依頼する。<u>特に、受験期（12～3月）においては、教科書その他学用品を速やかに提供するように努めるものとする。</u> （略） 第3～第8（略） 第20節（略） 第21節 交通対策計画 第1～第2（略） 第3 交通規制に関する措置 （１）～（４）（略） （５）緊急通行車両等の確認等 ① 緊急通行車両等の範囲 （略） ○第一局面（大規模災害発生直後）で通行可能な車両 <table><tr><th>車両種別</th><th>標章 掲示</th><th>事前 届出</th><th>対象車両の態様</th></tr><tr><td>緊急自動車</td><td>不要</td><td>—</td><td>警察用・消防用・救急用自動車等</td></tr><tr><td>自衛隊車両等</td><td>不要</td><td>—</td><td>自衛隊・米軍・外交官の関係車両（特殊ナンバー車両）</td></tr><tr><td>緊急通行車両</td><td>必要</td><td><u>＝</u></td><td>指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両</td></tr><tr><td>事前届出対象の規制 除外車両</td><td>必要</td><td>可</td><td>民間事業所等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両</td></tr></table> （略） （６）（７）（略） 第4～第5（略）	車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様	緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等	自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両（特殊ナンバー車両）	緊急通行車両	必要	<u>＝</u>	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両	事前届出対象の規制 除外車両	必要	可	民間事業所等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両
車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様																																						
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等																																						
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両（特殊ナンバー車両）																																						
緊急通行車両	必要	<u>可</u>	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両																																						
事前届出対象の規制 除外車両	必要	可	民間事業所等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両																																						
車両種別	標章 掲示	事前 届出	対象車両の態様																																						
緊急自動車	不要	—	警察用・消防用・救急用自動車等																																						
自衛隊車両等	不要	—	自衛隊・米軍・外交官の関係車両（特殊ナンバー車両）																																						
緊急通行車両	必要	<u>＝</u>	指定行政機関が行う避難指示・救難・救助等の関係車両																																						
事前届出対象の規制 除外車両	必要	可	民間事業所等による災害対策対応車両 ※ 医師・医療機関・医薬品・患者搬送・重機車両																																						

福井県地域防災計画（本編） 新旧対照表

現 行	改正案
第2 2節～第2 9節（略） 第3 0節 消防応急対策計画 第1～第2（略） 第3 応援要請 （1）～（2）（略） （3）緊急消防援助隊の出動要請 ①（略） ②知事は、市町長から他都道府県の応援要請を求められた場合または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに①に掲げる事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動を消防庁長官に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町長に連絡するとともに、福井県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整えておく。 （略） 第4章 災害復旧計画 第1節 公共施設の災害復旧 第1（略） 第2 災害復旧事業の種類 （1）～（9）（略） <u>（10）その他の災害復旧事業</u> 第3～第8（略） <u>（新設）</u> 第2節～第3節（略） 第4節 復興計画 第1～第3（略） 第4 大規模災害からの復興に関する法律の活用 （1）～（3）（略） （4）職員の派遣 県、市町は災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。 （略）	第2 2節～第2 9節（略） 第3 0節 消防応急対策計画 第1～第2（略） 第3 応援要請 （1）～（2）（略） （3）緊急消防援助隊の出動要請 ①（略） ②知事は、市町長から他都道府県の応援要請を求められた場合または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに①に掲げる事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動を消防庁長官に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町長に連絡するとともに、福井県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整えておく。<u>また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備を行うものとする。</u> （略） 第4章 災害復旧計画 第1節 公共施設の災害復旧 第1（略） 第2 災害復旧事業の種類 （1）～（9）（略） <u>（10）空港施設災害復旧事業</u> <u>（11）その他の災害復旧事業</u> 第3～第8（略） <u>第9 関係機関との連携</u> <u>道路管理者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> 第2節～第3節（略） 第4節 復興計画 第1～第3（略） 第4 大規模災害からの復興に関する法律の活用 （1）～（3）（略） （4）職員の派遣 県、市町は災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も<u>含めて</u>検討するものとする。 （略）

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行		改正案	
福井県地域防災計画（震災対策編） （略）		福井県地域防災計画（震災対策編） （略）	
第1章 総則		第1章 総則	
第1節（略）		第1節（略）	
第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱		第2節 各機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱	
第1～第2（略）		第1～第2（略）	
第3 処理すべき事務または業務の大綱 （略）		第3 処理すべき事務または業務の大綱 （略）	
5. 指定公共機関および指定地方公共機関 （略）		5. 指定公共機関および指定地方公共機関 （略）	
機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務または業務の大綱
1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>(北陸総支社)</u> ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監理 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧	1. 電気通信関係機関 西日本電信電話(株)(福井支店) (株)NTTドコモ KDDI(株) <u>(削除)</u> ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(1) 電気通信施設（電気移動通信施設）の整備および防災監理 (2) 災害時における通信の確保 (3) 災害対策の実施と被災通信施設の復旧
（略）		（略）	
第3節第4節（略）		第3節第4節（略）	
第2章 災害予防計画		第2章 災害予防計画	
第1節 防災知識普及計画 （略）		第1節 防災知識普及計画 （略）	
第4 災害教訓の伝承 県民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県および市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 （略）		第4 災害教訓の伝承 県民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県および市町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、県民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑</u> が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 （略）	
第4節 避難対策計画 （略）		第4節 避難対策計画 （略）	
第3 指定避難所 （1）避難所の指定 円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。 指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努		第3 指定避難所 （1）避難所の指定 円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、市町は以下の事項について調査し、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定し、 <u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法、受け入れ可能な動物の種類や頭数、受け入れ場所（同室避難・屋内・屋外等）の情報等について、住民に対して周知徹底を図るものとする。なお、周知方法としては、冊子等を作成し各世帯に配布することや、指定避難所の看板下に情報を掲示すること等が考えられる。</u> 指定避難所について、市町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努	

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
めるものとする。 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。 また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 (略) (4) 避難所の設備 市町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。 また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。 市町は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。 避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。 (略) 第6節 飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画 第1～第4 (略) 第5 給水のための対策 県、市町および水道事業者は、水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保のため、市町を主体として避難所に緊急ろ水装置や貯水槽の整備を行うほか、地下水を利用するにあたっての水質条件等のガイドラインを設定するとともに、道路融雪装置用井戸水等を利用した施設整備を研究する。 また、緊急用水の供給のため、給水車の整備を促進する。 第7節 要配慮者震災予防計画 第1～第5 (略) 第6 防災知識の普及 (1) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発 <u>(新設)</u>	めるものとする。 学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。 また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。 <u>県および市町は、保健師、福祉関係者、NPO、地域の防災関係者・ボランティア等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> <u>県および市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>県および市町は、やすさを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> (略) (4) 避難所の設備 市町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット</u>等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、<u>感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。</u> また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備の整備に努めるものとする。 市町は、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画の作成や</u>、換気、照明等の設備の整備に努める。 避難所は次の表の各地域ごとに掲げる施設・設備を備えるよう努める。 (略) 第6節 飲料水、食料品、生活必需品等の確保計画 第1～第4 (略) 第5 給水のための対策 県、市町および水道事業者は、水道施設が被害を受けたときの緊急用水の確保のため、市町を主体として避難所に緊急ろ水装置や貯水槽の整備を行うほか、地下水や<u>ため池水</u>を利用するにあたっての水質条件等のガイドラインを設定するとともに、道路融雪装置用井戸水等を利用した施設整備を研究する。 また、緊急用水の供給のため、給水車の整備を促進する。 第7節 要配慮者震災予防計画 第1～第5 (略) 第6 防災知識の普及 (1) 要配慮者に対する防災知識の普及啓発 <u>県および市町は、防災知識の普及を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
県は、市町と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。 (2) (略) 第7 防災訓練における配慮事項 県および市町は、防災訓練を実施する際、配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 第8 要配慮者に対する災害対策の配慮 県および市町は、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。 ア 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握 イ 生活支援のための人材確保 ウ 障がいの状況等に応じた情報提供 エ <u>ミルク</u>や柔らかい食品など特別な食糧を必要とするものに対する当該食糧の確保、提供 オ 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布 カ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施 キ 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。） <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第8節 医療救護予防計画 第1 (略) 第2 医療救護活動体制の確立 (略) (5) 医薬品等の確保 県は、災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医薬品等の備蓄について、医薬品等卸売業者等と協定を締結している。 今後、救護所、救護班および後方支援病院の行う医療活動実施のために必要な医薬品、医療器具および衛生材料（以下「医薬品等」という。）を円滑に供給できる体制の整備を図る。<u>(新設)</u> (略) <u>(新設)</u> 第9節 地震に強いまちづくり計画 (略) 第4 防災空間の整備 (略) <u>(新設)</u> (略)	県は、市町と協力して、漫画、ビデオの手法を取り入れることや外国語版など要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。 (2) (略) 第7 防災訓練における配慮事項 県および市町は、防災訓練を実施する際、<u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> 第8 要配慮者に対する災害対策の配慮 県および市町は、各災害対策を講じるに当たっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。 ア 要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握 イ 生活支援のための人材確保 ウ 障がいの状況等に応じた情報提供 エ <u>乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）</u>や柔らかい食品など特別な食糧を必要とするものに対する当該食糧の確保、提供 オ 避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布 カ 避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施 キ 避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。） <u>ク 精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備</u> <u>ケ 避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング（動線・音・視線の配慮等）の検討</u> 第8節 医療救護予防計画 第1 (略) 第2 医療救護活動体制の確立 (略) (5) 医薬品等の確保 県は、災害直後に必要となる麻酔、消毒薬、包帯などの一次医療医薬品等の備蓄について、医薬品等卸売業者等と協定を締結している。 今後、救護所、救護班および後方支援病院の行う医療活動実施のために必要な医薬品、医療器具および衛生材料（以下「医薬品等」という。）を円滑に供給できる体制の整備を図る。<u>また、被災した薬局の機能を代替できる災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー®）の導入等を検討する。</u> (略) <u>(9) 保健医療福祉調整に係る体制の整備</u> <u>県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「保健医療福祉調整本部」という。）の整備を図る。</u> <u>また、県および市町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備を図る。</u> 第9節 地震に強いまちづくり計画 (略) 第4 防災空間の整備 (略) <u>(6) 防災関連設備等の普及</u> <u>住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の普及に努めるものとする。</u> (略)

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
第１１節 火災予防計画 (略) 第３ 延焼予防対策 (１) 消防力の強化 ①総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備 市町は、初動および活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化ならびに消防機動力、消防緊急情報システムおよび個人装備等の整備を早急に進める。<u>(新設)</u> (略) ③消防団活動体制の整備強化 <u>地域の消防防災活動の担い手である消防団の加入促進をはじめとする活性化を推進するとともに、災害が発生した場合における地域の初動体制の確立のため、消防団における警防活動の基準を定めるほか、消防団の機動力の強化、各種装備品の充実や消防団拠点施設の設置を図る。</u> (略) 第１６節 交通施設災害予防計画 (略) 第５ 空港（公共用ヘリポート）施設 震災時における救援機関の受入れ基地や医薬品その他救援物資等の緊急輸送基地として空港の果たす役割を踏まえ、空港施設の耐震設計について、<u>現在国において検討が行われている新たな</u>基準に基づき十分な点検・管理を行い、必要な補強対策を講ずる。 (略) 第１７節 通信および放送施設災害予防計画 (略) 第４ 電気通信設備 西日本電信電話㈱福井支店および携帯電話会社は、地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。 (略) 第２３節 広域的相互応援体制整備計画 (略) (２) 緊急救助 日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬の出勤に関する協定書」 (略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	第１１節 火災予防計画 (略) 第３ 延焼予防対策 (１) 消防力の強化 ①総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備 市町は、初動および活動体制を確保するため、防災活動の拠点となる消防庁舎等の耐震化ならびに消防機動力、消防緊急情報システムおよび個人装備等の整備を早急に進める。<u>また、市街地においては、自然的、社会的状況に応じて、消防署等を設置し、所要の大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等必要資機材を配置する。</u> (略) ③消防団活動体制の整備強化 <u>地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> (略) 第１６節 交通施設災害予防計画 (略) 第５ 空港（公共用ヘリポート）施設 震災時における救援機関の受入れ基地や医薬品その他救援物資等の緊急輸送基地として空港の果たす役割を踏まえ、空港施設の耐震設計について、<u>国の</u>基準に基づき十分な点検・管理を行い、必要な補強対策を講ずる。 (略) 第１７節 通信および放送施設災害予防計画 (略) 第４ 電気通信設備 西日本電信電話㈱福井支店および携帯電話会社は、地震や津波が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、発災時から復興期までの段階ごとの非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める<u>ものとし、特に県および市町の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u> (略) 第２３節 広域的相互応援体制整備計画 (略) (２) 緊急救助 日本レスキュー協会と締結している「災害救助犬<u>等</u>の出勤に関する協定書」 (略) <u>公益社団法人福井県獣医師会と締結している「災害時における動物の救護活動に関する協定書」</u> <u>福井赤十字病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センターと締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>福井大学医学部附属病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>福井県済生会病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>公立丹南病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣</u>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (略) (7) 応急対策工事 (略) (新設) (略) (10) その他 (略) (新設) (新設) (新設) (略) 第6 広域応援・受援体制の整備 県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。 (新設) 県は、国や市町等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。 県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。	<u>に関する協定」</u> <u>福井総合病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>市立敦賀病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人林病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>春江病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人福井愛育病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>福井県済生会訪問看護ステーションと締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>福井県済生会介護老人保健施設ケアホーム・さいせいと締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>訪問看護あさがおステーションと締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>社会医療法人財団中村病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人穂仁会大滝病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>学校法人心月学園みどりこども園と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>嶋田病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>杉田玄白記念公立小浜病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>社会医療法人寿人会木村病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>斎藤病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人厚生会福井厚生病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人笠原病院みどりヶ丘病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>医療法人保仁会泉ヶ丘病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> <u>坂井市立三国病院と締結している「福井県における災害支援ナースの派遣に関する協定」</u> (略) (7) 応急対策工事 (略) <u>一般社団法人解体工事業協会と締結している「災害時における建築物等の解体・撤去等に関する協定書」</u> (略) (10) その他 (略) <u>三菱ケミカル株式会社と締結している「福井県と三菱ケミカル株式会社との包括連携に関する協定」</u> <u>エステー株式会社と締結している「福井県とエステー株式会社との包括連携に関する協定」</u> <u>ソフトバンク株式会社と締結している「災害時における避難所の支援等に関する協定書」</u> (略) 第6 広域応援・受援体制の整備 県および市町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援計画を策定し、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援職員の指定、応援時の携行品の整備、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について、必要な準備を整える。 <u>また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u> 県は、国や市町等と協力し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度に基づく全国の被災市町村への応援や本県で災害が発生した場合の受援等について、円滑な実施に努めるものとする。 県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保および災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行					改 正 案				
<u>（新設）</u> （略） 第2 4 節 交通輸送体系整備計画 第1～第2（略） 第3 交通規制計画 （略） また、「<u>緊急通行車両の確認等に関する規程</u>」に基づき、<u>規制除外車両の事前届出を受理するものとする。</u> （略） 第3章 災害応急対策計画 （略） 第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 （略） 第2 津波関係の情報の種類と概要 （1）大津波警報、津波警報、津波注意報 ①大津波警報、津波警報、津波注意報 （略） ＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞					<u>県および市町は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> （略） 第2 4 節 交通輸送体系整備計画 第1～第2（略） 第3 交通規制計画 （略） また、「<u>緊急通行車両の確認等の手続き等</u>」に基づき、<u>緊急通行車両確認標章および証明書の交付を行う。</u> （略） 第3章 災害応急対策計画 （略） 第5節 地震・津波に関する情報等の伝達計画 （略） 第2 津波関係の情報の種類と概要 （1）大津波警報、津波警報、津波注意報 ①大津波警報、津波警報、津波注意報 （略） ＜津波警報等の種類と発表される津波の高さ等＞				
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表				数値での発表 <u>(予想される津波の高さ区分)</u>	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想 <u>される津波の最大波</u> の高さ)	巨大	<u>巨大な津波が襲い、</u> 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)					10m (5m<予想 <u>される津波の最大波</u> の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)					5m (3m<予想 <u>される津波の最大波</u> の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想 <u>される津波の最大波</u> の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いと	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ					

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行					改正案				
	ころで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合			が流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだ が流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 <u>(新設)</u>					注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 <u>注) 大津波警報を特別警報に位置付けている</u>				
(略)					(略)				
(4) 津波情報					(4) 津波情報				
①津波情報の発表等					①津波情報の発表等				
(略)					(略)				
< 沖合で観測された津波の最大波（沿岸で推定される津波の高さ観測値および沿岸での推定値（注））の発表内容 >					< 沖合で観測された津波の最大波（沿岸で推定される津波の高さ観測値および沿岸での推定値（注））の発表内容 >				
発表中の津波警報等		発表内容			発表中の津波警報等		発表内容		
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表			大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表		
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表				3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表		
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表			津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表		
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表				1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表		
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表			津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表		
(注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <u>(新設)</u>					(注) 沿岸から距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <u>そのほか、津波注意報にかかる発表内容について、沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現する。</u>				
(略)					(略)				
第 6 節 災害情報収集伝達計画					第 6 節 災害情報収集伝達計画				
(略)					(略)				
第 2 震災に関する情報の収集および伝達					第 2 震災に関する情報の収集および伝達				
(1) 防災関係機関相互の連絡体制の確立					(1) 防災関係機関相互の連絡体制の確立				
県は、市町および防災関係機関との迅速な情報交換を行うため、総合防災情報システムを中枢とする災害情報センターを整備し、防災通信ネットワークの形成に努める。					県は、市町および防災関係機関との迅速な情報交換を行うため、総合防災情報システム <u>(SOBO-WE B)</u> を中枢とする災害情報センターを整備し、防災通信ネットワークの形成に努める。				
(2) 県の実施体制					(2) 県の実施体制				
(略)					(略)				
③航空機等による情報の収集					③航空機等による情報の収集				
県は、震災に関する情報の収集に当たっては、県民衛星、ヘリコプター、ヘリコプターテレビシステム、無人航空機、さらに無線通信設備を活用して迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。					県は、震災に関する情報の収集に当たっては、県民衛星、ヘリコプター、ヘリコプターテレビシステム、無人航空機、 <u>高所監視カメラ等による目視および撮影により情報収集を行うほか、</u> さらに無線通信設備を活用して迅速かつ的確に災害状況等を把握するよう努める。				
(略)					(略)				

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
第9節 避難計画 (略) 第2 避難態勢 (略) (3) 避難所の開設 (略) ②市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。 ア 避難所設置の方法 避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により臨時避難所を開設する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。 市町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。 (略) (4) 避難所の運営 避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市町は、避難所の運営を自治組織と連携するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。 また、市町は、避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。 市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 市町は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。 また、市町は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 また、保健衛生面はもとより、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。<u>(新設)</u> 特に、避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。 なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努める。 県および市町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努め	第9節 避難計画 (略) 第2 避難態勢 (略) (3) 避難所の開設 (略) ②市町長は、災害のため現に被害を受け、または受けるおそれのある者を避難所に収容し保護する。 ア 避難所設置の方法 避難所の設置は、あらかじめ指定した指定避難所の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て臨時避難所として開設するほか、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により臨時避難所を開設する。また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するとともに、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。 市町は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、多様な利用者（車椅子利用者、オストメイト、乳幼児連れ等）に対応可能な多目的トイレを最低1カ所は設置するよう努めるものとする</u>とともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。資材の確保が困難な場合は、県において必要な資材をあっせんする。 (略) (4) 避難所の運営 避難所生活では避難所での情報伝達、物資配給、生活環境整備など対応すべき事項が多岐にわたることから、市町は、避難所の運営を自治組織と連携するとともに、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努め、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。 また、市町は、避難所の運営を自治組織と連携して行うこととし、対外業務および施設管理のほかは、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。 市町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。 市町は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。 また、市町は、避難所の運営に関し役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 また、保健衛生面はもとより、プライバシーの保護等幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策を講じ、生活環境が常に良好なものであるよう努める。<u>併せて、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施などにも努めるものとする。</u> 特に、避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努める。 なお、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、介護職員などによる支援を行うよう努める。 県および市町は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努め

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
る。 県および市町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。<u>(新設)</u> 避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織で協議を行う。 (略) <u>(新設)</u> (略) 第12節 医療救護計画 (略) 第2 医療救護活動体制の確立 (1) 実施体制 (略) ②県の措置 (略)	る。 県および市町は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。<u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> 県および保健所設置市の保健所は、<u>新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所等にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u> <u>市町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> 避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織で協議を行う。 (略) <u>第6 被災地域における動物の保護等</u> <u>動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するように努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県および市町は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。また、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し、必要な対応を講ずるものとする。</u> <u>また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市町に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。</u> (略) 第12節 医療救護計画 (略) 第2 医療救護活動体制の確立 (1) 実施体制 (略) ②県の措置 (略)

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
オ 必要に応じて、災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>および災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。</u> ク 県は、<u>DMAT等の活動場所および必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。</u>県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「災害対策本部 保健医療福祉部門」という。）の整備に努めるものとする。 また、県および市町は、災害時を想定した情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。 (略) ④病院・診療所等の措置 ア 被災時の病人等の収容・保護 イ 負傷者等の医療・助産救助	オ 必要に応じて、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）<u>および災害支援ナース</u>の派遣を要請する。 ク 県は、<u>大規模災害時に災害対策本部の下に、保健医療福祉調整本部を設置する。また、必要により、被災市町を所管する健康福祉センター内などに地域保健医療福祉調整本部を設置する。</u> <u>災害対応に係る保健医療福祉活動の総合調整を行うため、概ね以下の事項を行うものとする。</u> <u>(ア) 保健医療福祉情報の収集、整理、分析および提供</u> <u>(イ) 関係機関への支援の要請および受入れならびに保健医療福祉活動チームの派遣調整</u> <u>(ウ) 傷病者等の受入れの要請および搬送に関する総合調整</u> <u>(エ) 医薬品等の供給に関する総合調整</u> <u>(オ) 国および他都道府県等に対する保健医療福祉活動に係る支援の要請および受入れならびにその派遣調整に関すること</u> <u>(カ) その他災害対応に係る保健医療福祉活動に関する必要な事項</u> <u>なお、保健医療福祉活動の総合調整機能を強化する必要がある場合には、都道府県等の職員により編成される災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他の都道府県からの人的支援を要請するとともに、支援体制を整備するものとする。</u>県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、<u>災害支援ナース</u>、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（J RAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、</u>民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下、「災害対策本部 保健医療福祉部門」という。）の整備に努めるものとする。 また、県および市町は、災害時を想定した情報の連携、整理および分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。 (略) ④病院・診療所等の措置 ア 被災時の病人等の収容・保護 イ 負傷者等の医療・助産救助

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案																																																
災害医療活動体系図 (2) 救護班の派遣機関 (略) ② 災害派遣医療チーム (DMAT) 災害急性期（救命率が高い48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム (DMAT) については、1チームあたり概ね5名程度（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>DMAT指定病院（機関）</th><th>チーム数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td>4</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）</td><td>3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td>1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td>2</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td>2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td>4</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td><td>1</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>26</td></tr> </tbody> </table> (略) ④ 災害派遣精神医療チーム (DPAT) 精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームをDPAT先遣隊とする。 (略) (新設)	DMAT指定病院（機関）	チーム数	福井県立病院	4	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	2	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	4	福井総合病院	3	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1	合 計	26	災害医療活動体系図 (2) 救護班の派遣機関 (略) ② 災害派遣医療チーム (DMAT) 災害急性期（救命率が高い48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム (DMAT) については、1チームあたり概ね5名程度（医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>DMAT指定病院（機関）</th><th>チーム数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>福井県立病院</td><td>5</td></tr> <tr><td>福井県済生会病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>福井大学医学部附属病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）</td><td>3</td></tr> <tr><td>公立丹南病院</td><td>1</td></tr> <tr><td>福井勝山総合病院</td><td>2</td></tr> <tr><td>市立敦賀病院</td><td>2</td></tr> <tr><td>杉田玄白記念公立小浜病院</td><td>4</td></tr> <tr><td>福井総合病院</td><td>3</td></tr> <tr><td>独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td><td>1</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>27</td></tr> </tbody> </table> (略) ④ 災害派遣精神医療チーム (DPAT) 精神科病院等が県からの要請に基づいて結成される医療チームであり、1チームあたり3～5名程度（医師1名、看護師1～2名、業務調整員1～2名）とする。災害急性期（発災から48時間以内）に活動するチームを日本DPATとする。 (略) 第4 保健所機能の確保	DMAT指定病院（機関）	チーム数	福井県立病院	5	福井県済生会病院	3	福井大学医学部附属病院	3	福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3	公立丹南病院	1	福井勝山総合病院	2	市立敦賀病院	2	杉田玄白記念公立小浜病院	4	福井総合病院	3	独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1	合 計	27
DMAT指定病院（機関）	チーム数																																																
福井県立病院	4																																																
福井県済生会病院	3																																																
福井大学医学部附属病院	3																																																
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3																																																
公立丹南病院	1																																																
福井勝山総合病院	2																																																
市立敦賀病院	2																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	4																																																
福井総合病院	3																																																
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1																																																
合 計	26																																																
DMAT指定病院（機関）	チーム数																																																
福井県立病院	5																																																
福井県済生会病院	3																																																
福井大学医学部附属病院	3																																																
福井赤十字病院（日本赤十字社福井県支部）	3																																																
公立丹南病院	1																																																
福井勝山総合病院	2																																																
市立敦賀病院	2																																																
杉田玄白記念公立小浜病院	4																																																
福井総合病院	3																																																
独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	1																																																
合 計	27																																																

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
第4 医療施設の応急復旧 公立医療機関、病院を中心にあらかじめ作成した計画に基づき、応急復旧が円滑に行われるように努める。 第13節 消防応急対策計画 (略) 第4 応援要請 (略) (3) 緊急消防援助隊の出動要請 (略) ③消防庁長官への要請 知事は、市町長から他都道府県の応援要請を求められた場合、または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに①の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の出動等消防庁長官に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町長に連絡をするともに、福井県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整えておく。<u>(新設)</u> なお、緊急消防援助隊の出動要請先は次のとおりである。 (略) 第17節 災害警備計画 (略) 第3 交通規制対策 (略) (3) 緊急通行車両等の確認等 (略) ② 緊急通行車両等確認標章および証明書の交付等 県公安委員会は、「緊急通行車両の確認等に関する規程」(令和5年福井県公安委員会規程第19号)に基づき、緊急通行車両および規制除外車両に対し、災害対策基本法施行規則第6条の2の規定に基づく確認標章および証明書を交付する。 <u>(新設)</u> (略) 第18節 飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画 (略) 第5 救援物資の受入れ、集積および配分	<u>県は、保健医療福祉調整本部において、次のいずれかに該当すると認める場合、被災市町の保健医療行政の指揮調整機能等を支援するため、1班あたり5名程度（公衆衛生医師、保健師その他の保健医療専門職、業務調整員で構成）からなる災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を被災市町へ派遣する。</u> <u>1 複数の市町にまたがる災害の場合</u> <u>2 保健所機能が著しく低下している、またはその恐れがある場合</u> <u>3 市町に甚大な被害が発生している、またはその恐れがある場合</u> <u>4 その他、健康福祉部長が必要と認めた場合</u> <u>保健医療福祉調整本部には、保健医療福祉調整本部等の機能の強化および被災健康福祉センター等との連携の強化を行う、専門的な研修・訓練を受けた公衆衛生医師等をもって充てる総括DHEATをおくものとする。</u> <u>注）災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team）：災害が発生した際に、被災都道府県等の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する派遣チーム</u> 第5 医療施設の応急復旧 公立医療機関、病院を中心にあらかじめ作成した計画に基づき、応急復旧が円滑に行われるように努める。 第13節 消防応急対策計画 (略) 第4 応援要請 (略) (3) 緊急消防援助隊の出動要請 (略) ③消防庁長官への要請 知事は、市町長から他都道府県の応援要請を求められた場合、または周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに①の事項を明らかにして、緊急消防援助隊の出動等消防庁長官に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った市町長に連絡をするともに、福井県緊急消防援助隊受援計画に基づき緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を整えておく。<u>また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備を行うものとする。</u> なお、緊急消防援助隊の出動要請先は次のとおりである。 (略) 第17節 災害警備計画 (略) 第3 交通規制対策 (略) (3) 緊急通行車両等の確認等 (略) ② 緊急通行車両等確認標章および証明書の交付等 県公安委員会は、「緊急通行車両の確認等に関する規程」(令和5年福井県公安委員会規程第19号)に基づき、緊急通行車両および規制除外車両に対し、災害対策基本法施行規則第6条の2の規定に基づく確認標章および証明書を交付する。 <u>また、同規程に基づき、規制除外車両の事前届出を受理するものとする。</u> (略) 第18節 飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画 (略) 第5 救援物資の受入れ、集積および配分

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
(略) (2) 物資の受入れ・集積場所 県は、広域圏ごとに整備する地域防災基地において救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。 また、国や他都道府県からの大量の支援物資を受け入れる場合は、予め指定する広域物流拠点の中から、被災状況等を踏まえて、開設する拠点を決定する。広域物流拠点における物資の受入れ・仕分け・配送については、民間団体等の協力を得て行うものとする。<u>(新設)</u> (略) 第19節 緊急輸送計画 (略) 第4 緊急輸送体制の確立 (略) (2) 輸送体制 発災直後は緊急を要するため、航空輸送により、災害応急対策要員・医療従事者、無線通信施設の保安要員、医薬品・資機材等を輸送するものとする。 被災後1～6日程度の間は、航空輸送・海上輸送および利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後7日目程度以降は、陸上および海上輸送を中心に輸送を実施し、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して航空輸送を継続する。 <u>(新設)</u> (略) 第20節 交通施設応急対策計画 第1 (略) 第2 鉄道施設 (1) 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置 ①～③略 ④震度による運転規制 各線区の拠点に地震計を設置しているほか、<u>次により列車防護を行う。</u> <u>ア 震度8.0ガル以上の取扱い</u> <u>全列車を一旦停止させ、全線地上巡回による点検。</u> <u>(但し、気象庁発表震度が4以下と判明した場合、各担当箇所を打ち合わせのうえ、1.5km/h以下で最寄り駅まで運転することができる。)</u> <u>地上巡回による点検で、線路に異常は無く列車走行は可能を確認できた場合は、諸列車は3.0km/h以下で運転。</u> <u>イ 震度4.0ガル以上～8.0ガル未満の取扱い</u> <u>(ア) 要注意箇所がない場合</u> <u>i) 初列車は1.5km/h以下で運転、これによらない場合は工務社員による地上巡回。</u> <u>ii) 次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け4.5km/h以下で運転。</u> <u>iii) 前項ii)で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告をうけその後の列車は所定速度での運転となる。</u> <u>(イ) 要注意箇所がある場合</u> <u>i) 初列車は1.5km/h以下で運転、これによらない場合は工務社員による地上巡回。</u> <u>ii) 次列車は、初列車の乗務員又は工務社員からの線路に異常が無い旨の報告を受け4.5km/h以下で運転。</u> <u>iii) 前項ii)で乗務員からの線路に異常が無い旨の報告及び要注意箇所のスポット巡回で異常の無いことを確認しその後の列車は所定速度での運転となる。</u>	(略) (2) 物資の受入れ・集積場所 県は、広域圏ごとに整備する地域防災基地において救援物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。 また、国や他都道府県からの大量の支援物資を受け入れる場合は、予め指定する広域物流拠点の中から、被災状況等を踏まえて、開設する拠点を決定する。<u>広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u> (略) 第19節 緊急輸送計画 (略) 第4 緊急輸送体制の確立 (略) (2) 輸送体制 発災直後は緊急を要するため、航空輸送により、災害応急対策要員・医療従事者、無線通信施設の保安要員、医薬品・資機材等を輸送するものとする。 被災後1～6日程度の間は、航空輸送・海上輸送および利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後7日目程度以降は、陸上および海上輸送を中心に輸送を実施し、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して航空輸送を継続する。 <u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> (略) 第20節 交通施設応急対策計画 第1 (略) 第2 鉄道施設 (1) 西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置 ①～③略 ④ 震度による運転規制 各線区の拠点に地震計を設置しているほか、<u>次の各項により行う。</u> <u>(在来線)</u> <u>ア 計測震度4.5以上の取扱い</u> <u>i) 全列車を一旦停止させ、全線地上巡回による点検</u> <u>ii) 線路に異常は無く列車走行は可能を確認ができた場合、初列車は4.5km/h以下で運転。</u> <u>iii) 初列車の運転士からの線路に異常が無い旨の報告を受け、その後の列車は所定運転。</u> <u>イ 計測震度4.0以上～4.5未満</u> <u>(ア) 要注意箇所がある場合</u> <u>i) 初列車は2.5km/h以下</u> <u>ii) 初列車の運転士からの線路に異常が無い旨の報告及び要注意箇所の巡回で異常の無いことを確認し、運転規制解除</u> <u>iii) 巡回で異常の無いことを確認されるまでは要注意箇所を2.5km/h以下で徐行運転を継続</u> <u>(イ) 要注意箇所なし</u> <u>i) 初列車は2.5km/h以下</u> <u>ii) 初列車の運転士からの線路に異常が無い旨の報告を受け、確認された区間から運転規制解除。その後の列車は所定運転。</u>

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
<u>ウ 震度4.0ガル未満の取扱い</u> <u>規制はなし</u> (2)(3)(略) 第3～第5(略) 第2.1節～第2.3節(略) 第2.4節 上水道・下水道施設応急対策計画 (略) 第2 上水道施設 (略) (3) 代替施設設備の活用 医療施設や避難所等に対する飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの活用を図る。 (略) 第2.6節 住宅応急対策計画 (略) 第3 応急仮設住宅の建設 (略) (4) 応急修理の内容 <u>(新設)</u> 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分および石綿の飛散のおそれのある個所については、石綿の飛散・ばく露防止の措置を行う。なお、石綿の応急の飛散防止措置は、原則として建築物の管理者・持主等が行う。	<u>ウ 計測震度4.0未満</u> <u>規制なし</u> <u>(新幹線)</u> <u>①計測震度別の初動対応</u> <u>ア 計測震度5.0以上の取扱い</u> ・全列車を一旦停止させ、全線地上巡回・線路外からの構造物点検を実施 <u>イ 計測震度4.5以上～5.0未満</u> ・全列車を一旦停止させ、全線地上巡回を実施 <u>ウ 計測震度4.0以上～4.4未満</u> ・全列車を一旦停止 <u>エ 計測震度4.0未満</u> ・規制なし <u>②上記①ア～ウの目視による地上設備点検終了後の取扱い</u> <u>ア 特例がある場合の点検順序（係員添乗までは3.0km/h以下で運転）</u> i) 係員添乗での3.0km/h以下で列車巡回 ii) 係員添乗での7.0km/h以下での列車巡回 <u>イ 特例がない場合の点検順序（係員添乗までは7.0km/h以下で運転）</u> i) 係員添乗での7.0km/h以下での列車巡回 <u>※特例とは連続雨量120mm以上ある場合、レール温度が5.0℃以上ある場合</u> <u>※係員とは施設・電気の両方社員</u> <u>③上記②が終了した後の列車の速度向上</u> ・16.0km/hでの施設社員による動揺測定の実施 ・測定結果により速度規制解除か継続を判断 (2)(3)(略) 第3～第5(略) 第2.1節～第2.3節(略) 第2.4節 上水道・下水道施設応急対策計画 (略) 第2 上水道施設 (略) (3) 代替施設設備の活用 医療施設や避難所等に対する飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水や<u>ため池水</u>などの活用を図る。 (略) 第2.6節 住宅応急対策計画 (略) 第3 応急仮設住宅の建設 (略) (4) 応急修理の内容 <u>修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を行う。</u> 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分および石綿の飛散のおそれのある個所については、石綿の飛散・ばく露防止の措置を行う。なお、石綿の応急の飛散防止措置は、原則として建築物の管理者・持主等が行う。

福井県地域防災計画（震災対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
(略) 第２７節～第２９節 (略) 第３０節 教育再開計画 地震や津波災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。<u>(新設)</u> (略) 第４章 災害復旧計画 (略) 第４節 復興計画 (略) 第２ 迅速な現状復旧の進め方 県、市町および関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。 被災施設の復旧に当たっては、現状復帰を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。<u>(新設)</u> (略) 第５ 大規模災害からの復興に関する法律の活用 (略) (４) 職員の派遣 県、市町は災害復旧・復興対策のために、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。 (略)	(略) 第２７節～第２９節 (略) 第３０節 教育再開計画 地震や津波災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。<u>特に、受験期（１２～３月）においては、被災地の状況に応じ、被災していない隣接地域の施設等を借用し、教科書その他学用品を提供するなどして、速やかな授業の再開に努めるものとする。</u> (略) 第４章 災害復旧計画 (略) 第４節 復興計画 (略) 第２ 迅速な現状復旧の進め方 県、市町および関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。 被災施設の復旧に当たっては、現状復帰を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。<u>道路管理者および上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> (略) 第５ 大規模災害からの復興に関する法律の活用 (略) (４) 職員の派遣 県、市町は災害復旧・復興対策のために、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用<u>も含めて検討</u>するものとする。 (略)

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

福井県地域防災計画（雪害対策編）

第1章 総則

第1節（略）

第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務

（略）

第7 指定公共機関および 指定地方公共機関	
1 電気通信関係機関 西日本電信電話㈱ （福井支店） ㈱NTTドコモ（北陸支社） KDDI㈱（ <u>北陸総支社</u> ） ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	（1）電気通信施設の耐雪化等 （2）情報連絡体制の充実強化 （3）電気通信施設の応急復旧 （4）雪害時における担当業務の習熟・検証

（略）

第3節 福井県の降積雪の状況および雪害

第1 降積雪の状況

（略）

（1）福井

	最 深 積 雪	降 雪 合 計		最 深 積 雪	降 雪 合 計		最 深 積 雪	降 雪 合 計		最 深 積 雪	降 雪 合 計
S28	23	122]	S46	78	355	H1	26	65	H19	14	51
29	53	118	47	39	113	2	53	96	20	35	157
30	43	195	48	35	106	3	60	188	21	32	143
31	90	364	49	55	351	4	20	92	22	49	217
32	54	302	50	63	257	5	20	93	23	119	397
33	66	212	51	65	179	6	66	220	24	61	237
34	123	250	52	147	598	7	54	189	25	30	208
35	30	65	53	80	250	8	48	190	26	17	117
36	93	340	54	31	112	9	23	107	27	56	244
37	76	273	55	82	303	10	27	96	28	47	132
38	213	596	56	196	622	11	56	157	29	28	130
39	28	98	57	29	171	12	43	233	30	147	383
40	44	173	58	47	221	13	93	276	31	14	45
41	67	302	59	95	460	14	22	117	R2	4	7
42	97	378	60	83	337	15	36	148	R3	107	236
43	112	553	61	127	622	16	55	214	R4	33	248
44	74	258	62	56	202	17	54	256	R5	61	152
45	53	300	63	32	189	18	95	324			

（単位：cm）

福井県地域防災計画（雪害対策編）

第1章 総則

第1節（略）

第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務

（略）

第7 指定公共機関および 指定地方公共機関	
1 電気通信関係機関 西日本電信電話㈱ （福井支店） ㈱NTTドコモ（北陸支社） KDDI㈱（ <u>削除</u> ） ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	（1）電気通信施設の耐雪化等 （2）情報連絡体制の充実強化 （3）電気通信施設の応急復旧 （4）雪害時における担当業務の習熟・検証

（略）

第3節 福井県の降積雪の状況および雪害

第1 降積雪の状況

（略）

（1）福井

	最 深 積 雪	降 雪 合 計		最 深 積 雪	降 雪 合 計		最 深 積 雪	降 雪 合 計		最 深 積 雪	降 雪 合 計
S28	23	122]	S46	78	355	H1	26	65	H19	14	51
29	53	118	47	39	113	2	53	96	20	35	157
30	43	195	48	35	106	3	60	188	21	32	143
31	90	364	49	55	351	4	20	92	22	49	217
32	54	302	50	63	257	5	20	93	23	119	397
33	66	212	51	65	179	6	66	220	24	61	237
34	123	250	52	147	598	7	54	189	25	30	208
35	30	65	53	80	250	8	48	190	26	17	117
36	93	340	54	31	112	9	23	107	27	56	244
37	76	273	55	82	303	10	27	96	28	47	132
38	213	596	56	196	622	11	56	157	29	28	130
39	28	98	57	29	171	12	43	233	30	147	383
40	44	173	58	47	221	13	93	276	31	14	45
41	67	302	59	95	460	14	22	117	R2	4	7
42	97	378	60	83	337	15	36	148	R3	107	236
43	112	553	61	127	622	16	55	214	R4	33	248
44	74	258	62	56	202	17	54	256	R5	61	152
45	53	300	63	32	189	18	95	324	<u>R6</u>	<u>38</u>	<u>88</u>

（単位：cm）

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案
-----	-----

(2) 敦賀

	最 深 積 雪	降 雪 合 計
S28	68	206]
29	41	76
30	76	194
31	42	215
32	52	180
33	50	191
34	58	133
35	56	104
36	42	230
37	57	196
38	154	481
39	26	64
40	57	202
41	74	319
42	84	428
43	124	449
44	39	213
45	60	302

	最 深 積 雪	降 雪 合 計
S46	81	355
47	7	21
48	52	110
49	35	279
50	94	299
51	90	196
52	138	613
53	88	279
54	11	43
55	71	264
56	196	561
57	43	163
58	41	177
59	113	460
60	86	287
61	90	512
62	72	188
63	38	147

	最 深 積 雪	降 雪 合 計
H1	10	23
2	43	81
3	58	122
4	23	51
5	17	57
6	28	97
7	41	132
8	92	252
9	17	84
10	14	48
11	54	169
12	29	150
13	96	217
14	31	107
15	14	58
16	19	117
17	39	197
18	73	226

(単位：cm)

	最 深 積 雪	降 雪 合 計
H19	3]	9]
20	27	91
21	18	84
22	26	127
23	78	180
24	58	198
25	41	146
26	21	67
27	64	204
28	21	58
29	58	133
30	57	225
31	3	3
R2	9	16
R3	26	119
R4	26	149
R5	37	67

※]付のデータは、許容範囲を超えて欠けた状態で観測・統計した値（資料不足値）

第2（略）

第2章 雪害予防計画

第1節 雪に強いまちづくり計画

第1～第2（略）

第3 避難所および避難路の確保等

（略）

（1）避難所の確保

（前略）

また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

（新設）

(2) 敦賀

	最 深 積 雪	降 雪 合 計
S28	68	206]
29	41	76
30	76	194
31	42	215
32	52	180
33	50	191
34	58	133
35	56	104
36	42	230
37	57	196
38	154	481
39	26	64
40	57	202
41	74	319
42	84	428
43	124	449
44	39	213
45	60	302

	最 深 積 雪	降 雪 合 計
S46	81	355
47	7	21
48	52	110
49	35	279
50	94	299
51	90	196
52	138	613
53	88	279
54	11	43
55	71	264
56	196	561
57	43	163
58	41	177
59	113	460
60	86	287
61	90	512
62	72	188
63	38	147

	最 深 積 雪	降 雪 合 計
H1	10	23
2	43	81
3	58	122
4	23	51
5	17	57
6	28	97
7	41	132
8	92	252
9	17	84
10	14	48
11	54	169
12	29	150
13	96	217
14	31	107
15	14	58
16	19	117
17	39	197
18	73	226

	最 深 積 雪	降 雪 合 計
H19	3]	9]
20	27	91
21	18	84
22	26	127
23	78	180
24	58	198
25	41	146
26	21	67
27	64	204
28	21	58
29	58	133
30	57	225
31	3	3
R2	9	16
R3	26	119
R4	26	149
R5	37	67
R6	36	68

(単位：cm)

※]付のデータは、許容範囲を超えて欠けた状態で観測・統計した値（資料不足値）

第2（略）

第2章 雪害予防計画

第1節 雪に強いまちづくり計画

第1～第2（略）

第3 避難所及び避難路の確保等

（略）

（1）避難所の確保

（前略）

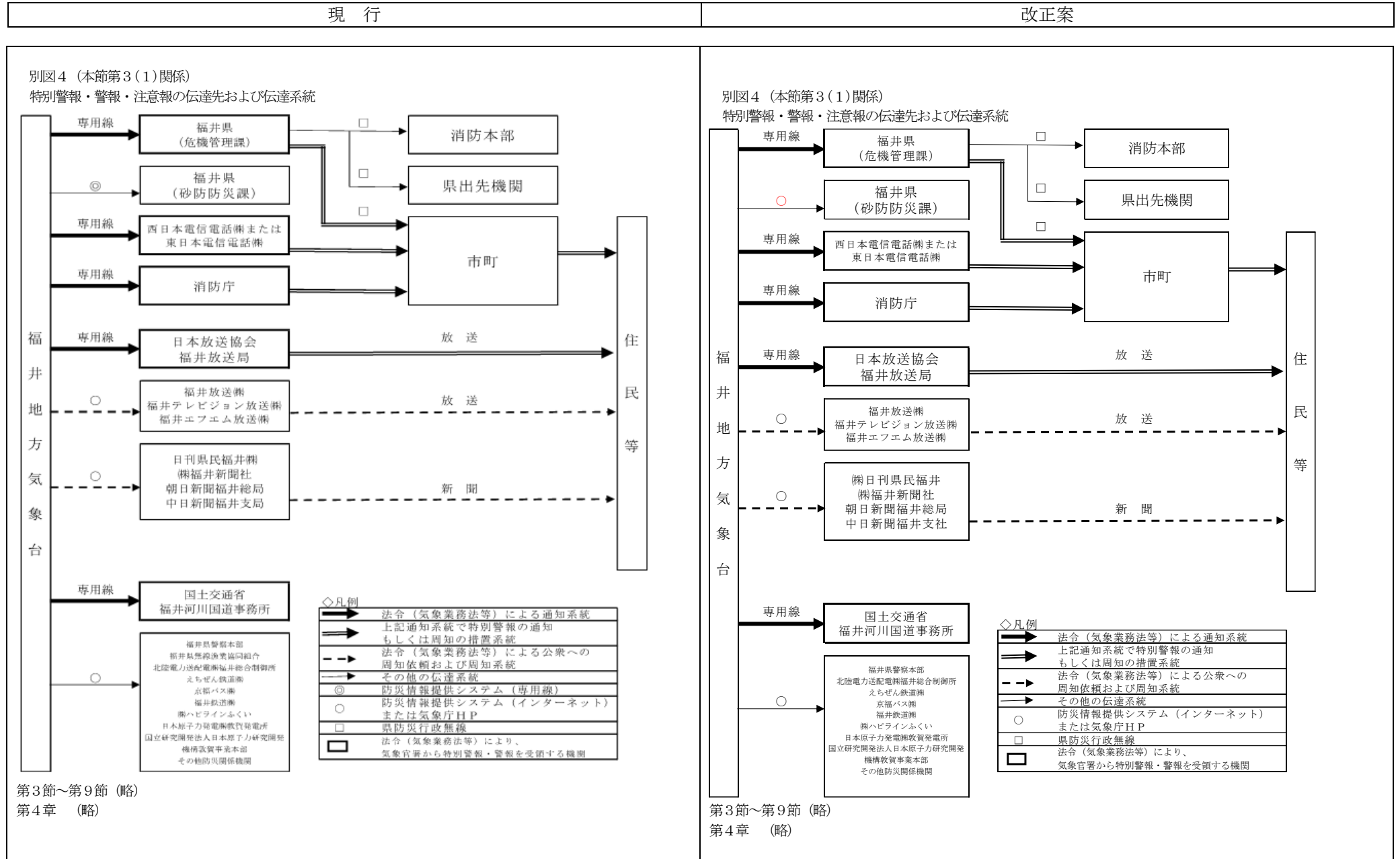
また、市町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

県および市町は、保健師、福祉関係者、NPO、地域の防災関係者・ボランティア等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表

現 行	改正案																
<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （２）（略） （３）避難所の設備 市町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。<u>（新設）</u> （後略） （４）～（５）（略） 第４～第６（略） 第２節～第８節（略） 第３章 雪害応急対策計画 第１節（略） 第２節 防災気象情報伝達計画 第１（略） 第２ 防災気象情報の発表 （１）（略） 別表４（本節第２（１）関係） 雪に関連する気象特別警報・警報・注意報の種類および発表基準 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">気象特別 警報</td><td>大雪</td><td><u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</u></td></tr><tr><td>暴風雪</td><td><u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</u></td></tr></table> （略） （２）（３）（略） 第３ 気象特別警報・警報・注意報等の伝達 （１）～（８）略	種 類		発 表 基 準	気象特別 警報	大雪	<u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</u>	暴風雪	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</u>	<u>とする。</u> <u>県および市町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>県および市町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> <u>また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u> （２）（略） （３）避難所の設備 市町は、指定避難所等において、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット等の通信機器・<u>衛星通信を活用したインターネット</u>等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器や、<u>感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。</u> （後略） （４）～（５）（略） 第４～第６（略） 第２節～第８節（略） 第３章 雪害応急対策計画 第１節（略） 第２節 防災気象情報伝達計画 第１（略） 第２ 防災気象情報の発表 （１）（略） 別表４（本節第２（１）関係） 雪に関連する気象特別警報・警報・注意報の種類および発表基準 <table><tr><th colspan="2">種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td rowspan="2">気象特別 警報</td><td>大雪</td><td><u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</u></td></tr><tr><td>暴風雪</td><td><u>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</u></td></tr></table> （略） （２）（３）（略） 第３ 気象特別警報・警報・注意報等の伝達 （１）～（８）略	種 類		発 表 基 準	気象特別 警報	大雪	<u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</u>	暴風雪	<u>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</u>
種 類		発 表 基 準															
気象特別 警報	大雪	<u>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。</u>															
	暴風雪	<u>数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。</u>															
種 類		発 表 基 準															
気象特別 警報	大雪	<u>大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</u>															
	暴風雪	<u>雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。</u>															

福井県地域防災計画（雪害対策編） 新旧対照表



福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現行（令和6年6月10日改正）	修正案（令和 年 月 日現在）						
第1章 総則 第1節 （略） 第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務 第1～第8 （略） 第9 指定公共機関および指定地方公共機関 (略) <table><tr><td>5 KDDI(株)</td><td>北陸総支社</td><td>(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧</td></tr></table> (略) 第10 （略） 第3節 （略） 第2章 原子力災害事前対策 第1節 原子力防災体制の整備 第1～第5 （略） 第6 緊急事態応急体制の整備 (1)～(2) （略） (3) 職員の配備体制等 県は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、第3章第2節第2(1)の表1に示す配備基準に基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、原子力災害警戒本部、原子力災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。 また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。 第7 （略） 第8 避難収容活動体制の整備 (1) （略） (2) 避難所等の整備等 ア～カ（略） キ 避難所における設備等の整備 県は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、間仕切りなど、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設および設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、掲示板等の機器の整備を図るものとする。	5 KDDI(株)	北陸総支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧	第1章 総則 第1節 （略） 第2節 防災関係機関の処理すべき事務または業務 第1～第8 （略） 第9 指定公共機関および指定地方公共機関 (略) <table><tr><td>5 KDDI(株)</td><td>中部北陸総支社</td><td>(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧</td></tr></table> (略) 第10 （略） 第3節 （略） 第2章 原子力災害事前対策 第1節 原子力防災体制の整備 第1～第5 （略） 第6 緊急事態応急体制の整備 (1)～(2) （略） (3) 職員の配備体制等 県は、緊急時に迅速かつ的確に応急対策活動を実施するため、第3章第2節第2(1)の表1に示す配備基準に基づく配備体制および動員体制を整備するとともに、原子力災害警戒本部、原子力災害対策本部等の設置基準、設置場所、組織、事務分掌、職員の派遣方法等についてあらかじめ定めておくものとする。 また、県は、迅速な防護措置の実施が必要となった場合に備え、防護措置の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡および指示のための情報伝達方法と、意志決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。 第7 （略） 第8 避難収容活動体制の整備 (1) （略） (2) 避難所等の整備等 ア～カ（略） キ 避難所における設備等の整備 県は、避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティション、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設および設備の整備に努めると	5 KDDI(株)	中部北陸総支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧
5 KDDI(株)	北陸総支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧					
5 KDDI(株)	中部北陸総支社	(1) 原子力災害時における被災通信施設の復旧					

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現行（令和6年6月10日改正）	修正案（令和 年 月 日現在）
ク（略） (3)～(9)（略） 第9～第13（略） 第2節（略） 第3節 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 第1 原子力防災専門官との連携 県は、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図るとともに、定期的に連絡会議を行うものとする。 (1)～(5)（略） (6) 防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応 (7)（略） 第2（略） 第4節（略） 第5節 情報収集・連絡体制等の整備 第1～第2（略） 第3 情報収集・連絡・伝達体制の整備 (1) 防災関係機関における情報収集・連絡体制の整備 ア 県と関係機関相互の連携体制の確保 県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、関係府県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。 また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、関係市町、関係府県、原子力事業者その他関係機関等に周知するものとする。 (ア) 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）	ともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、掲示板等の機器や、感染症対策に必要な物資等の整備を図り、家庭動物の飼養に関する資材についても整備に努める。パーティションや段ボールベッド、簡易ベッド等については、避難所開設当初から設置するよう努めるものとする。 ク（略） (3)～(9)（略） 第9～第13（略） 第2節（略） 第3節 原子力防災専門官および上席放射線防災専門官との連携 第1 原子力防災専門官との連携 県は、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関と、平常時から次の事項について原子力防災専門官と密接な連携を図るとともに、定期的に連絡会議を行うものとする。 (1)～(5)（略） (6) 防護措置（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応 (7)（略） 第2（略） 第4節（略） 第5節 情報収集・連絡体制等の整備 第1～第2（略） 第3 情報収集・連絡・伝達体制の整備 (1) 防災関係機関における情報収集・連絡体制の整備 ア 県と関係機関相互の連携体制の確保 県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、関係府県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。 また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、関係市町、関係府県、原子力事業者その他関係機関等に周知するものとする。 (ア) 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。） (イ) 防護措置に関係する社会的状況把握のための情報収集先 (ウ) 防護措置の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段および通常の決定者が不在の場合の

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現行（令和6年6月10日改正）	修正案（令和 年 月 日現在）
(イ) 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先 (ウ) 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段および通常の決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。） (エ) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） 第6節 （略） 第7節 原子力災害医療体制の整備 第1～第2 （略） 第3 原子力災害医療資機材等の整備 (1)～(2) （略） (3) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 県は、指針に準拠し、関係市町、医療機関等と連携して、PAZ内およびUPZ内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびに緊急時における配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。 ア 事前配布体制の整備 (ア) 県は、関係市町と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎等において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。 (イ) 県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、関係市町および関係医療機関等と連携し、対象となる住民向けの説明会および協力薬局における配布を実施し、原則として医師の監修による説明を行うものとする。また、説明会等の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。 (ウ) 県は、関係市町と連携し、説明会や薬局において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。 (エ) 県は、関係市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。 イ 緊急時における配布体制の整備 (ア) 県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。 (イ) 県は、関係市町と連携し、避難を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防	代替者（優先順位つき）を含む。） (エ) 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。） 第6節 （略） 第7節 原子力災害医療体制の整備 第1～第2 （略） 第3 原子力災害医療資機材等の整備 (1)～(2) （略） (3) 安定ヨウ素剤の服用体制の整備 県は、指針に準拠し、関係市町、医療機関等と連携して、PAZ内およびUPZ内の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびに緊急時における配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。 ア 事前配布体制の整備 (ア) 県は、関係市町と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎等において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。 (イ) 県は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、関係市町および関係医療機関等と連携し、対象となる住民向けの説明会および協力薬局における配布を実施し、原則として医師の監修による説明を行うものとする。また、説明会等の開催に併せ、調査票や問診等により、服用不適切者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。 (ウ) 県は、関係市町と連携し、説明会や薬局において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。 (エ) 県は、関係市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。 イ 緊急時における配布体制の整備 (ア) 県は、関係市町と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布および服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておくものとする。 (イ) 県は、関係市町と連携し、避難を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現行（令和6年6月10日改正）	修正案（令和 年 月 日現在）
服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。 ウ 共通事項 県は、関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。 (4) (略) 第4～第5 (略) 第8節 原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信 第1 (略) 第2 住民に対する防災知識の普及 (1) ～ (4) (略) (5) 要配慮者への配慮 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。 (6) ～ (9) (略) 第9節～第11節 (略) 第12節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策 第1～第3 (略) 第4 防災訓練における配慮事項 県および関係市町は、防災訓練を実施する際、<u>要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</u> 第13節～第14節 (略) 第3章 緊急事態応急対策 第1節 緊急時の通報連絡 第1 (略) 第2 情報収集事態発生時の通報連絡 (1) 国が行う通報連絡	ウ 共通事項 県は、関係市町と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努めるものとする。 (4) (略) 第4～第5 (略) 第8節 原子力防災等に関する知識の普及啓発および国際的な情報発信 第1 (略) 第2 住民に対する防災知識の普及 (1) ～ (4) (略) (5) 要配慮者への配慮 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> (6) ～ (9) (略) 第9節～第11節 (略) 第12節 要配慮者に配慮した原子力災害事前対策 第1～第3 (略) 第4 防災訓練における配慮事項 県および関係市町は、防災訓練を実施する際、<u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u> 第13節～第14節 (略) 第3章 緊急事態応急対策 第1節 緊急時の通報連絡 第1 (略) 第2 情報収集事態発生時の通報連絡 (1) 国が行う通報連絡 国（原子力規制委員会・<u>内閣府合同情報連絡室</u>）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生について、関係省庁、県および関係市町に対し連絡を行う。

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現行（令和6年6月10日改正）	修正案（令和 年 月 日現在）
国（原子力規制委員会）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生について、関係省庁、県および関係市町に対し連絡を行う。 (2) (略) 第3 警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡 (1) (略) (2) 国が行う通報連絡 国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、PAZ関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。 (3)～(7) (略) 第4 (略) 第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡 (1) 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合 ア (略) イ 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡 原子力防災管理者から通報を受けた国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、発生を確認したことおよび事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を県をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係市町、関係府県、県警察本部および公衆に連絡する。また、PAZ関係市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ関係市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。 ウ～オ (略) 第6～第7 (略) 第8 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡および原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等 (1) (略) (2) 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡 国（原子力規制委員会）は、全面緊急事態（第3段階）または原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行う。	(2) (略) 第3 警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡 (1) (略) (2) 国が行う通報連絡 国（原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同警戒本部</u>）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県、関係市町に対し連絡を行う。また、PAZ関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。その際併せて、気象情報を提供するものとする。<u>国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部）は、PAZ内の地方公共団体との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。</u> (3)～(7) (略) 第4 (略) 第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡 (1) 原子力事業者から施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生通報があった場合 ア (略) イ 国（原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同対策本部</u>）が行う通報連絡 原子力防災管理者から通報を受けた国（原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同対策本部</u>）は、通報を受けた事象について、発生を確認したことおよび事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報を県をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係市町、関係府県、県警察本部および公衆に連絡する。また、PAZ関係市町に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ関係市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れおよび施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。 ウ～オ (略) 第6～第7 (略) 第8 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡および原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等 (1) (略) (2) 国（原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同対策本部</u>）が行う通報連絡 国（原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同対策本部</u>）は、全面緊急事態（第3段階）または原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行う。

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現行（令和6年6月10日改正）	修正案（令和 年 月 日現在）
断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁および関係地方公共団体に連絡を行う。 (3)～(4) (略) 第9 (略) 第2節 (略) 第3節 緊急時モニタリングの実施 第1 基本方針 緊急時に、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握し、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護対策への必要な環境情報を的確に提供する。さらに、環境放射線量や環境試料中の放射性物質濃度等から、公衆の被ばく線量を推定・評価し、住民の健康調査や健康相談を適切に行うための評価材料を提供することにより、住民の安全確保を図る。 第2～第7 (略) 緊急時モニタリング等の実施 第4節 住民等への情報伝達活動 第1～第2 (略) 第3 県の広報体制 (1)～(2) (略) (3) 県は、報道機関を通じ、県民に対して防護対策に係る必要な情報、注意事項、県の対策等を周知徹底するものとする。 (4)～(11) (略) 第4 県が行う広報事項 県は、以下に示す段階ごとに県民への広報を迅速かつ的確に実施する。ただし、全国への情報提供は、国と連携して行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 住民等の退避等を要する区域（以下「防護対策区域」という）を決定したとき <広報事項> 上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。 ア 決定した防護対策の内容 イ 防護対策区域の範囲および地名 ウ 防護対策区域およびその周辺の交通規制の内容 エ 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項	(3)～(4) (略) 第9 (略) 通信手段の確保 第2節 (略) 第3節 緊急時モニタリングの実施 第1 基本方針 緊急時に、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握し、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護措置への必要な環境情報を的確に提供する。さらに、環境放射線量や環境試料中の放射性物質濃度等から、公衆の被ばく線量を推定・評価し、住民の健康調査や健康相談を適切に行うための評価材料を提供することにより、住民の安全確保を図る。 第2～第7 (略) 緊急時モニタリング等の実施 第4節 住民等への情報伝達活動 第1～第2 (略) 第3 県の広報体制 (1)～(2) (略) (3) 県は、報道機関を通じ、県民に対して防護措置に係る必要な情報、注意事項、県の対策等を周知徹底するものとする。 (4)～(11) (略) 第4 県が行う広報事項 県は、以下に示す段階ごとに県民への広報を迅速かつ的確に実施する。ただし、全国への情報提供は、国と連携して行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) 住民等の退避等を要する区域（以下「防護措置区域」という）を決定したとき <広報事項> 上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。 ア 決定した防護措置の内容 イ 防護措置区域の範囲および地名 ウ 防護措置区域およびその周辺の交通規制の内容 エ 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項 第5 関係市町が行う広報事項 関係市町は、県等からの指示に従い、CATV、同報系の防災行政無線、テレビ、ラジオ（臨時

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現行（令和6年6月10日改正）	修正案（令和 年 月 日現在）
第5 関係市町が行う広報事項 関係市町は、県等からの指示に従い、CATV、同報系の防災行政無線、テレビ、ラジオ（臨時災害放送局（コミュニティ放送局を含む）を含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯端末の緊急速報メール機能、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。 (1)～(3) （略） (4) 防護対策区域を決定した指示があった場合 ＜広報事項＞ 上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。 ア 決定した防護対策の内容 イ 防護対策区域の範囲および具体的な設定地域の内容 ウ 防護対策区域およびその周辺の交通規制の内容 エ 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項 なお、防護対策区域を決定した指示があった場合以後については、避難所等施設内に対しても同様の事項を広報するものとする。 第6～第12 （略） 第5節 避難、屋内退避等の防護措置 第1 （略） 第2 避難等の防護対策の実施 (1)～(3) （略） 第3～第5 （略） 第6 避難所等 (1)～(2) （略） (3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難が長期化した場合等には、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (4)～(9) （略） 第7～第12 （略） 第13 飲料水、飲食物および生活必需品の供給	災害放送局（コミュニティ放送局を含む）を含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯端末の緊急速報メール機能、広報車等を活用し、以下に示す段階ごとに住民への広報を的確に行うものとする。 (1)～(3) （略） (4) 防護措置区域を決定した指示があった場合 ＜広報事項＞ 上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報するものとする。 ア 決定した防護措置の内容 イ 防護措置区域の範囲および具体的な設定地域の内容 ウ 防護措置区域およびその周辺の交通規制の内容 エ 安定ヨウ素剤の服用および飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項 なお、防護措置区域を決定した指示があった場合以後については、避難所等施設内に対しても同様の事項を広報するものとする。 第6～第12 （略） 第5節 避難、屋内退避等の防護措置 第1 （略） 第2 避難等の防護措置の実施 (1)～(3) （略） 第3～第5 （略） 第6 避難所等 (1)～(2) （略） (3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難が長期化した場合等には、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、市町は、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (4)～(9) （略） 第7～第12 （略） 第13 飲料水、飲食物および生活必需品の供給 (1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要

福井県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

現行（令和6年6月10日改正）	修正案（令和 年 月 日現在）
(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。 (2)～(5) （略） 第14 （略） 第6節～第17節 （略） 第18節 ボランティア等の受入 第1 （略） 第2 災害時ボランティア活動の制限 県および関係市町は、防護措置をとったときには、防護対策区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努めるものとする。 第3～第6 （略） 第4章 （略）	とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。 (2)～(5) （略） 第14 （略） 第6節～第17節 （略） 第18節 ボランティア等の受入 第1 （略） 第2 災害時ボランティア活動の制限 県および関係市町は、防護措置をとったときには、防護措置区域内への立入禁止などの活動の制限について、報道機関を通じて情報提供に努めるものとする。 第3～第6 （略） 第4章 （略）